

第48回

令和7年度

九州地区救護施設職員研究大会

救護施設にできること

～地域共生社会の実現に向けて求められるものを考えよう～



写真提供：(一社)長崎県観光連盟

期 日：令和7年7月3日(木)～7月4日(金)

会 場：稲佐山観光ホテル

主 催

九州地区救護施設協議会

後 援

長崎県・長崎市・長崎県社会福祉協議会
全国救護施設協議会

目 次

■大会日程・プログラム	1
■開催要項	2
■中央情勢説明	6
全国救護施設協議会 会長 大西 豊美 氏	
■意見発表	
第1分科会 ①～個人の希望に沿える様細かな支援での取り組み～ 『夢の実現』	18
第2 優和園 指導員 高津 元利	
②「金銭管理の自立を目指した取り組み」	28
菊池園 介護支援員 櫻庭 圭祐	
第2分科会 ①～アルコール依存症者の地域移行支援について～	38
真和館 副施設長 藤本 美和子	
②利用者の地域生活への移行に向けた取り組み かんざき日の隈寮における通所事業について	45
かんざき日の隈寮 生活支援員 天本 薫	
第3分科会 ①「虐待」「権利侵害」の根絶に向けた取り組みについて	53
湊泉寮 副寮長 滝口 裕子	
②「虐待・権利侵害の根絶に向けた取り組み」	60
清風園 介護職員 甲斐 悠矢	
第4分科会 ①新しい生活様式で豊かな園生活を送るために	65
よみたん救護園 生活指導員 宮里 健太 管理栄養士 吉田 萌々	
②「笑顔を引き出す リハビリ」 ～心と体に寄り添う支援のカタチ～	72
あいこう園 生活支援員 草野 将彦	
■分科会	
第1分科会 「個別支援計画書を活用した取り組み」	78
第2分科会 「利用者の地域生活への移行に向けた取り組み」	80
第3分科会 「虐待・権利侵害の根絶に向けた取り組み」	82
第4分科会 「施設生活を豊かにする取り組み」	84
■講義	86
演題 「長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業について」	
講師 長崎刑務所 矯正処遇調整官 平山 勝文 様	
■記念講演	93
演題 「長崎の伝統行事に見る人々の営み」	
講師 元 長崎市長崎学研究所長 土肥原 弘久 様	
■大会参加者名簿	97
■研究大会会場一覧	100

7 会 場

稲佐山観光ホテル

〒852-8008 長崎県長崎市曙町 40-23

TEL : 0 9 5 - 8 6 1 - 4 1 5 1 FAX : 0 9 5 - 8 6 1 - 4 2 0 3

8 参加対象者

九州各県救護施設職員

九州各県行政機関職員 等

9 大会次第

(1) 開会式

- | | | | |
|--------|------------------|-----|----------|
| ①開会の言葉 | 九州地区救護施設協議会 | 副会長 | 真崎 靖行 |
| ②主催者挨拶 | 九州地区救護施設協議会 | 会 長 | 和田 徳行 |
| ③来賓挨拶 | | | |
| | 長崎県知事 | | 大石 賢吾 様 |
| | 長崎市長 | | 鈴木 史郎 様 |
| | 社会福祉法人長崎県社会福祉協議会 | 会長 | 濱本 磨毅穂 様 |
| ④登壇者紹介 | | | |

(2) 中央情勢説明

全国救護施設協議会 会長 大西 豊美 氏

(3) 意見発表

- テーマ1 『個別支援計画書を活用した取り組み』
- テーマ2 『利用者の地域生活への移行に向けた取り組み』
- テーマ3 『虐待・権利侵害の根絶に向けた取り組み』
- テーマ4 『施設生活を豊かにする取り組み』

※ 閉会式において記念品を贈呈いたします。

(4) グループ討議

第1分科会『個別支援計画書を活用した取り組み』

救護施設における個別支援の質を高めるために、個別支援計画を活用し、利用者の自立支援に結びつけていくために、施設がどのような取り組みを展開しているのか情報共有・意見交換を行う。

第2分科会『利用者の地域生活への移行に向けた取り組み』

入所時点から地域生活への移行を目標として、そのための生活能力向上の場として施設を利用する利用者のニーズをできる限り実現するため、救護施設が行う地域生活関係事業の一層の充実に向けた情報共有・意見交換を行う。

第3分科会『虐待・権利侵害の根絶に向けた取り組み』

虐待・権利侵害の根絶に向けて、すべての関係者が「我がこと」として受け止め、さらなる人権尊重・尊厳保持を目指すために必要な取り組みについて情報共有・意見交換を行う。

第4分科会『施設生活を豊かにする取り組み』

施設で行われる行事やレクリエーション活動等は、利用者の生活にくぎりや変化、あるいは利用者の相互の親睦など様々な効果をもたらしている。コロナ禍で進化させた活動等について情報共有・意見交換を行う。

～グループ討議要領～

<運営>

- ・グループ討議は分科会形式で行い、各分科会にはコーディネーター・幹事・記録を置く。
- ・コーディネーターは分科会での討議内容に対する助言を行う。
- ・幹事は各分科会の進行を行う。

<流れ>

- ・各分科会場内に小グループをつくり、各テーマや意見発表の内容について小グループ単位で討議を行う。
- ・小グループにはグループリーダー（司会者）・記録者を選出し進行する。
- ・小グループ単位で適宜休憩時間を設けても結構です。

(5) 意見交換会

- ※ 感染対策を実施したうえで行います。
- ※ 参加人数によっては中止とする場合もあります。

(6) 講義

演題 『長崎刑務所における知的障害受刑者処遇・支援モデル事業について』
講師 長崎刑務所 矯正処遇調整官 平川 勝文 様

(7) 記念講演

演題 『長崎の伝統行事に見る人々の営み』
講師 元 長崎市長崎学研究所長 土肥原 弘久 様

(8) 閉会式

- ① 記念品贈呈
- ② 次期開催県挨拶 救護施設 いしみね救護園 施設長 上里 育子
- ③ 閉会の言葉 九州地区救護施設協議会 副会長 岩崎 里恵

10 参加費

- (1) 大会参加費 10,000 円
- (2) 意見交換会参加費 8,000 円
- (3) 昼食弁当代 1,700 円（※別途持ち込み可能）

※ 大会参加費、意見交換会参加費、弁当代の合計額について後日請求書をお送りさせていただきますので、期日までにお振込にてお支払いください。なお、大変恐縮ですがお振込手数料については参加者側でご負担願います。

※ 宿泊については各自で手配をお願いいたします。

※ 弁当の持ち込みは可能ですが会場周辺にコンビニ等はありません。

※ 長崎駅から会場までは送迎バスをご用意しております。(参加申込書にて受付)

(長崎駅→会場) 長崎駅 8:00 出発 (3日・4日)

(会場 →長崎駅方面) 意見交換会終了後 (3日)、大会終了後 (4日)

11 申込方法

(1) 大会参加申込

希望者は、別紙「第48回九州地区救護施設職員研究大会 参加申込書」に必要事項をご記入の上、5月14日(水)までに大会事務局(彦山の森)へFAXまたはメールにてお申し込みください。

(2) 意見発表申込

希望者は、別紙「第 48 回 九州救護施設職員研究大会 意見発表申込書」に必要事項をご記入の上、5 月 14 日 (水) までに大会事務局 (彦山の森)へ F A X またはメールにてお申し込みください。

発表資料について、パワーポイントまたはワードで作成し、6 月 13 日 (金) までに大会事務局 (彦山の森)へメールにてデータを提出してください。

※ 当日の発表について、時間の都合上 1 人につき 15 分を目安にお願いします。

※ 大会資料作成の都合上、締め切り日厳守をお願いします。

(3) 分科会懸案事項申込

希望者は、別紙「第 48 回 九州救護施設職員研究大会 分科会懸案事項申込書」に必要事項をご記入の上、6 月 13 日 (金) までに調研委員の後藤 (すみよし)へメール (ワードデータ) にてお申し込みください。

1 2 大会事務局

救護施設 彦山の森 (担当: 瀧口・木谷)

〒851-0252 長崎県長崎市田手原町 653 番地 1

TEL: 0 9 5-8 2 4-1 5 3 0 FAX: 0 9 5-8 2 5-6 6 3 6

E-mail: hikosannomori-kyugo@nagasaki-kouseifukushidan.or.jp

～個人情報の取扱いについて～

本大会の申込者、参加者にかかる個人情報は、本会「個人情報の保護に関する方針 (プライバシーポリシー)」に基づき適切に取り扱うこととしており、他の目的で使用することはありません。

中央情勢報告

～救護施設をめぐる国の動きと全国救護施設協議会の取り組み～

全国救護施設協議会

1. 救護施設をめぐる状況について

(1) 個別支援計画の制度化(令和6年10月1日～)

- 令和6年10月1日より、救護施設における個別支援計画の作成が制度化された。制度化にあたり発出された厚生労働省通知(社援発1001第4号、令和6年10月1日付)においては個別支援計画書の様式は一律に定めないとされ、必ず記載する項目が掲げられるにとどまっている。

【 個別支援計画に記載する必須事項 】

※厚生労働省通知(社援発1001第4号、令和6年10月1日付)より抜粋

入所者の意向 / 総合的な支援目標 / ニーズに向けた個別課題と設定理由 / 支援の目標 / 支援内容 / 具体的な方法 / モニタリングの時期

- 本会では、本制度化にあたり、個別支援計画書の様式や実施機関との連携・情報共有等に関して方針を整理し、全会員施設へ周知を行った(令和6年11月22日付)。なお、本方針は、本会ホームページの会員専用ページにも掲載している。

【 「救護施設等における個別支援計画の作成の制度化を受けた

全国救護施設協議会の方針について」(抜粋) 】

1. 全救協が推奨する個別支援計画書の様式について

多様な生活背景や障害等を抱える利用者の支援にあたっては、本人の希望・要望の聴き取りや、アセスメント、ニーズの整理等のプロセスを経て、個別支援計画を立案することが重要と捉えています。

本会が従前より提示している全救協版「救護施設個別支援計画書」(以下、全救協版)の様式は、ご活用いただくことでこれらのプロセスを経ることができるものとなっています。

つきましては、本会としては、質の高い利用者支援を実践する観点から、引き続きできる限り多くの会員施設が全救協版のご作成にお取り組みいただきたいと考えます。

なお、厚生労働省通知により示された個別支援計画書の必須項目について、全救協版ではすべての内容を網羅しており、新たな様式を追加して作成する必要はございません。通知上の必須項目と全救協版の対応状況については、別紙のとおり整理していますのでご参照ください。

※本方針の検討にあたり、厚生労働省通知の第3-2「個別支援計画の作成」で示されている必須項目と、救護施設が作成する個別支援計画書の項目の文言が合致している必要はなく、必須項目の内容が漏れなく記載されていれば差し支えないことを厚生労働省に確認しています。

2. 全救協版以外の様式を使用している場合の対応について

会員施設によっては、全救協版をカスタマイズして使用されているケース、施設独自で作成された様式を使用されているケース等があります。

「1.全救協が推奨する個別支援計画書の様式について」でお示しした方針は、各施設の意思決定や使用している様式を妨げるものではなく、現場の状況を踏まえて柔軟に選択・対応いただけるものとし

てご認識ください。

そのうえで、厚生労働省通知により必須項目とされた内容が個別支援計画書にもれなく記載されるようご注意ください。

※本会ホームページの会員専用ページにて、全救協版「救護施設個別支援計画書」の様式等を公表しています。本会が整理する個別支援計画の基本理念や項目等について、改めてご確認いただきますようお願いいたします。

■ 全救協ホームページ » 会員専用ページ » 全救協情報 » 各種様式(個別支援計画書・サービス評価基準等) » 救護施設個別支援計画書様式 2019 年

<https://zenkyukyo.gr.jp/>

3. 実施機関との連携・情報共有について

救護施設における利用者支援は、実施機関からの依頼を受けて開始されるものであり、その後の支援を円滑に進めていくためにも、実施機関に個別支援計画書の内容について十分に理解していただくことが必要です。

全救協版は、支援計画作成のプロセスを含めて、その全容を丁寧に可視化できるものであることから、全救協版をご使用の施設は、現行のものを使用して共有することを基本としていただきたいと思います。

なお、共有方法については、実施機関との調整も必要になることから、実施機関の見解や各施設で使用されている様式を踏まえて柔軟にご対応ください。

個別支援計画書の共有には、救護施設の専門性や取り組みを“見える化”する効果も含まれていると捉えています。この制度化を契機に、実施機関の救護施設に対する理解促進や、関係性の深化に向けたお取り組みとなるようご配慮をお願いいたします。

4. 『救護施設・更生施設における個別支援計画策定導入マニュアル』(全国社会福祉協議会作成)の取扱いについて

昨年度末に配布されている本マニュアルに掲載の「個別支援計画書の様式例」については、実施機関との調整の結果、情報共有用の個別支援計画書を新規に作成する必要がある場合や、必須項目を満たすように施設独自の様式を改訂する場合等に、活用・参考いただいで差し支えありません。

- 制度化以前からほぼすべての施設において計画を策定いただいている。引き続き取り組みを進めていただくとともに、制度化を契機として丁寧なアセスメントに基づく適切な利用者主体の支援の展開となっているか改めて振り返りをお願いしたい。

- なお、本制度化に併せて、地域移行(居宅生活)した実績に応じた加算「地域移行加算」が新設された。取得可能な施設においては、積極的に申請いただきたい。

令和6年10月1日施行

救護施設等における地域移行加算費について (概要)

救護施設又は更生施設であって、地域移行の実績が一定水準の場合には、地域移行加算費を加算する。
*本加算については、実施状況を踏まえ、令和8年度に向け必要な見直しを行う。

【加算の対象】 以下の要件の全てを満たす施設のうち、都道府県知事等が認める施設に対し、地域移行加算を認定する。

<要件1>
 居宅生活への移行を理由とした年間実退所者数を当該施設の年間平均実人員数を除して得た割合(以下「地域移行率」という。)が、救護施設にあつては2%、更生施設にあつては5%以上であること。

$$\frac{\text{居宅生活への移行を理由とした年間実退所者数}}{\text{年間平均実人員数}} \geq \begin{matrix} 2\% \text{ (救護施設)} \\ 5\% \text{ (更生施設)} \end{matrix}$$

<要件2>
 退所者の退所後六月間において、原則として月一回以上、当該退所者の居宅等への訪問等により、居宅における生活が継続する見込みであることを確認し、記録した上で、必要に応じて支援を行うこと。

【加算額】 下表の額を上限とする所要額について、当該施設の取扱定員に12を乗じて得た数により除して得た額(10円未満四捨五入)

救護施設		更生施設	
地域移行率	所要額の上限	地域移行率	所要額の上限
10%以上	933,000円	13%以上	622,000円
5%以上10%未満	622,000円	8%以上13%未満	419,000円
2%以上5%未満	469,000円	5%以上8%未満	311,000円

(加算額の計算例)
 地域移行率7%、取扱定員100人の救護施設の場合で、所要額が713,000円であった場合
 $622,000円 \div (100人 \times 12) \approx 520円$ (入所者一人あたり月額)

【認定手続き等】 令和7年度に事業を実施する場合の例

	令和7年4月	...	令和8年3月	令和8年4月
保護施設	①加算を申請		③年度終了後、実績報告	
都道府県	②加算対象施設に認定		④実績確認後、R7年度加算額を設定	
措置実施自治体				⑤R7年度加算額を支弁(出納整理期間中)

※厚生労働省作成資料

(2)救護施設の受け入れ機能強化(令和7年4月1日～)

- 令和7年4月1日より、救護施設の受け入れ機能強化を図る趣旨から、「救護施設受入機能体制加算」が新設されている。
- 加算取得にかかる要件は以下のとおり。

【「救護施設受入機能体制加算」の取得にかかる要件】

※厚生労働省通知(社援発 0513 第1号、令和7年5月13日付)より抜粋

救護施設のうち、精神保健福祉士加算費、保護施設通所事業費又は救護施設居宅生活訓練事業の認定を受けている施設であつて、次に掲げる要件の全てを満たす施設のうち、都道府県知事が認める場合に、加算を認定する。

- ア 精神科病院等との連携強化を図るため、精神科病院等と定期的な情報共有や情報交換を行うこと。
- イ 精神科病院等の入院患者の円滑な退院・退所につながるよう、保護の実施機関及び精神科病院等と連携し、退院・退所に向けた調整・支援を行うこと。

※上記下線部については、精神保健福祉士加算費、保護施設通所事業費、救護施設居宅生活訓練事業の3つのうちいずれか1つの認定を受けていればよいことを厚生労働省に確認済み。

1 事業の目的

- 令和2年度の調査研究によれば、救護施設入所者の地域移行に際し、入所期間が長いケースでは退所が見込まれる割合が低い。一方、通所事業を実施している救護施設では退所率が平均26.5%と、当該事業を実施していない施設より退所率が高くなる傾向(18.2%)があることも踏まえ、令和6年4月より通所事業の機能強化を図ったところである。
また、令和6年10月から個別支援計画の策定が義務化されることとなり、入所時に利用期間を定めて個別支援計画を作成し、入所者の状態像を踏まえた上で退所に向けた目標を設定することで、利用期間の長期化の防止につながる可能性が指摘されている。
- このように、通所事業の機能強化や個別支援計画の導入により、入所者の地域移行や地域定着のさらなる推進が期待できるが、救護施設がこれまでの実践で培ってきた支援ノウハウや施設の機能を活かして個別の支援を行うとともに、地域共生社会の実現に向けて、地域の核となる施設として今後ともその役割を果たしていくためには、例えば、精神疾患により長期入院となっている者、矯正施設退所直後の者、依存症の者などのうち、処遇困難となるリスクが高い要保護者を積極的に受け入れ、適切な支援を提供していく必要がある。
- このため、救護施設の受入機能を強化するため、福祉事務所のケースワーカーと連携し、病院、矯正施設などの関係機関と入所調整を行う者を救護施設に配置する。

2 事業の概要

救護施設のうち、精神保健福祉士加算費、保護施設通所事業費又は救護施設居宅生活訓練事業の認定を受けている施設であって、次に掲げる要件の全てを満たす施設のうち、都道府県知事が認める場合に、加算を認定する。

- ア 精神科病院、矯正施設等との連携強化を図るため、精神科病院等と定期的な情報共有や情報交換を行うこと。
- イ 精神科病院等の入院患者の円滑な退院・退所につながるよう、保護の実施機関及び精神科病院等と連携し、退院・退所に向けた調整・支援を行うこと。

3 実施主体等

○実施主体：救護施設 ○負担率：国3/4、福祉事務所設置自治体1/4 ○施行時期：令和7年4月

※厚生労働省作成資料

(3)「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」の施行(令和7年4月1日～)

- 令和5年12月27日、社会保障審議会生活困窮者自立支援および生活保護部会は、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」(以下、最終報告書)を公表した。その後、同報告書の内容を踏まえた「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」が成立し、令和7年4月1日に施行された。

生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第21号）の概要

改正の趣旨

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ、住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて、生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため ①居住支援の強化のための措置 ②子どもの貧困への対応のための措置 ③支援関係機関の連携強化等の措置を講ずる

改正の概要

1. 居住支援の強化のための措置【生活困窮者自立支援法 生活保護法 社会福祉法】

- ① 住宅確保が困難な者への自治体による居住に関する相談支援等を明確化し、入居時から入居中、そして退居時までの一貫した居住支援を強化する。（生活困窮者自立相談支援事業、重層的支援体制整備事業）
- ② 見守り等の支援の実施を自治体の努力義務とするなど、地域居住支援事業等の強化を図り、地域での安定した生活を支援する。
- ③ 家賃が低廉な住宅等への転居により安定した生活環境が実現するよう、生活困窮者住居確保給付金の支給対象者の範囲を拡大する。
- ④ 無料低額宿泊所に係る事前届出の実効性を確保する方策として、無届の疑いがある施設に係る市町村から都道府県への通知の努力義務の規定を設けるとともに、届出義務違反への罰則を設ける。

2. 子どもの貧困への対応のための措置【生活保護法】

- ① 生活保護世帯の子ども及び保護者に対し、訪問等により学習・生活環境の改善、奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行うための事業を法定化し、生活保護世帯の子どもの将来的な自立に向け、早期から支援につながる仕組みを整備する。
- ② 生活保護世帯の子どもが高等学校等を卒業後、就職して自立する場合に、新生活の立ち上げ費用に充てるための一時金を支給することとし、生活基盤の確立に向けた自立支援を図る。

3. 支援関係機関の連携強化等の措置【生活困窮者自立支援法 生活保護法】

- ① 就労準備支援、家計改善支援の全国的な実施を強化する観点から、生活困窮者への家計改善支援事業についての国庫補助率の引上げ、生活保護受給者向け事業の法定化等を行う。
- ② 生活困窮者に就労準備支援・家計改善支援・居住支援を行う事業について、新たに生活保護受給者も利用できる仕組みを創設し、両制度の連携を強化する。
- ③ 多様で複雑な課題を有するケースへの対応力強化のため、関係機関間で情報交換や支援体制の検討を行う会議体の設置（※）を図る。
※ 生活困窮者向けの支援会議の設置の努力義務化や生活保護受給者の支援に関する会議体の設置規定の創設など
- ④ 医療扶助や健康管理支援事業について、都道府県が広域的観点からデータ分析等を行い、市町村への情報提供を行う仕組み（努力義務）を創設し、医療扶助の適正化や健康管理支援事業の効果的な実施等を促進する。等

施行期日

令和7年4月1日（ただし、2②は公布日（※）、2①は令和6年10月1日）※2②は令和6年1月1日から遡及適用する

※厚生労働省作成資料

- 上記改正の概要のうち、3-③に記載の会議体については、最終報告書において以下のように示されていたところである。

【「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」より抜粋】

- 生活保護制度においては、コーディネイト機能を担うケースワーカーが関係機関と連携し、被保護者に対する支援の質の更なる向上を目指して、ケースワーカーと関係機関との支援の調整や情報共有を行うための枠組みとして会議体を設置できるように法定化する必要がある。
- 当該会議体の構成員に対しては、守秘義務を設けることにより、適切な情報共有と支援を可能とすることが適当である。
- 当該会議体の設置に当たっては、地域課題を関係者が理解・共有した上で対応の検討を行うことも視野に入れつつ、生活困窮者自立支援制度の支援会議と一体的に運営することを推進すべきである。
- なお、会議体の運営方法など制度の具体化に向けては、構成員の対象として、地域とのつながりに関わる支援を行う救護施設等も含めて検討する必要がある。

- 上記を踏まえ、「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」では、生活保護法に第27条の3を新設し、以下のとおり法定化された。

【「生活保護法」(令和7年4月1日施行)より抜粋】

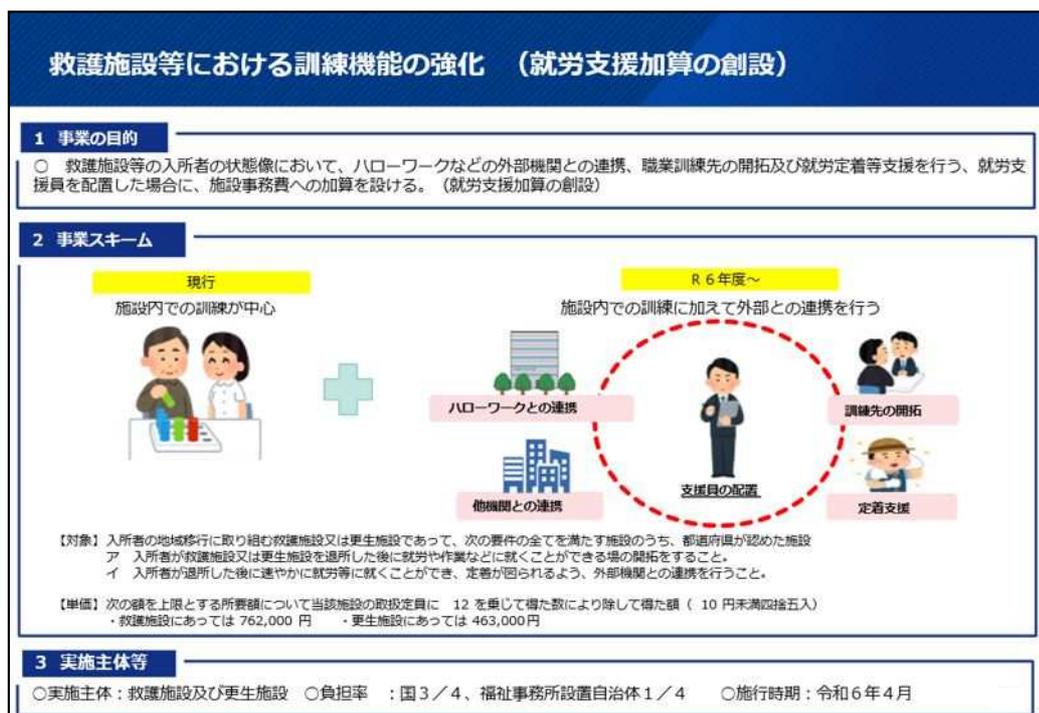
第二十七条の三 保護の実施機関は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の被保護者に対する支援に関する業務を行う関係機関、(中略)により構成される会議(以下この条において「調整会議」という。)を組織することができる。

- 2 調整会議は、被保護者に対する自立の助長を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被保護者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
- 3 調整会議は、前項に規定する情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるときは、関係機関等に対し、被保護者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 調整会議は、当該調整会議が組織されている都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村に生活困窮者自立支援法(平成二十五年法律第五号)第九条第一項に規定する支援会議又は社会福祉法第百六条の六第一項に規定する支援会議が組織されているときは、被保護者に対する支援の円滑な実施のため、これらの会議と相互に連携を図るよう努めるものとする。
- 6 調整会議の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 前各項に定めるもののほか、調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、調整会議が定める。

- 救護施設は、地域生活や社会参加等において課題を抱える人々への支援にかかる専門性を蓄積しており、地域に対して提供できる知見を有している。また、救護施設の利用者が居宅生活に移行するにあたっては、地域の関係機関と日常的に連携することも重要である。
- 各地域で調整会議が組織されるにあたっては、救護施設の参画について積極的に働きかけることが必要と考える。本会では、本件にかかる要望書を厚生労働省に提出している(本資料「2.(1)制度・予算対策活動の推進」参照)。

(4)その他、直近の制度動向

- その他、救護施設をめぐる直近の制度動向として以下が挙げられる。
- ①「就労支援加算」の新設(令和6年4月～)



※厚生労働省作成資料

②「保護施設通所事業」の地域枠の拡充、定員の下限の緩和(令和6年4月～)

保護施設通所事業の地域枠の拡充等

1 事業の目的

- 生活指導や生活訓練等を行う通所事業の定員のうち施設退所者以外の、居宅の被保護者が利用できる枠を5割まで拡充するとともに2名から事業実施できるようにする。

2 事業の概要・スキーム

事業定員の地域枠(※)の拡充
通所事業の定員のうち地域枠を5割まで拡充

(※) 地域枠・・・施設退所者ではない地域で居宅生活を営む被保護者の事業定員に占める割合

通所事業の定員の下限の緩和
通所事業の定員の下限について2名とする

3 実施主体等

- 実施主体： 救護施設及び更生施設
- 負担率： 国 3 / 4、福祉事務所設置自治体 1 / 4
- 施行期日： 令和6年4月

※厚生労働省作成資料

③「災害時情報共有システム」への保護施設等の追加(令和6年度補正予算)

※保護施設等を対象とした運用開始時期は、令和7年度末～令和8年度頃が想定されている。

施策名：災害時情報共有システム改修事業(保護施設等の追加) 令和6年度補正予算 50百万円 社会・援護局保護課 保護事業室 (内線2833)

① 施策の目的

- ・ 災害発生時における保護施設等の被害状況などを国・自治体がリアルタイムに共有し、被災施設等への迅速・適切な支援が可能となるよう、被災状況等を共有するシステムを整備。

② 対策の柱との関係

I	II	III
		○

③ 施策の概要

- ・ 災害発生時における社会福祉施設等の被害状況などを国・自治体がリアルタイムに把握・共有し、被災施設への迅速・適切な支援(停電施設への電源車の手配等)を行うことを可能とするため、(独)福祉医療機構において「災害時情報共有システム」を構築・運用しているところ。
- ・ 今般、当該システムの対象施設に「保護施設等」を追加することとし、福祉医療機構に対して必要となる経費の補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

被災した保護施設等への迅速な支援、自治体の事務負担軽減及び災害対応業務の重点化・効率化、国と地方公共団体等が一体的に災害対応を進める環境整備が可能となる。

※厚生労働省作成資料

2. 令和7年度全国救護施設協議会の取り組みについて

- 令和7年度は、以下を事業の重点としながら、各種事業を進めていく。

- 地域共生社会の実現に向けた行動指針の推進と社会への発信
- 利用者の人権を尊重した支援と、利用者主体の個別支援の質の向上
- 救護施設の「見える化」の推進

(1) 制度・予算対策活動の推進

- 令和8年度に向けて、救護施設における支援の質の向上や地域生活移行支援のさらなる推進に必要な制度改善、予算確保等を図るため、国等に向けた要望活動を実施する。
- なお、令和7年5月23日には、厚生労働省に対して以下の要望を行った。

【令和8年度予算及び今後の制度改善策にかかる要望について(令和7年5月23日)】

生活保護に係る調整会議の設置の促進と、 救護施設の積極的な参画の呼びかけを求めます

「生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律」により、生活保護法において、関係機関との支援の調整や情報共有・体制の検討を行うための調整会議が設置できることとなりました。被保護者は、保護に至るまでに様々な生活背景があり、抱える課題も多様であることから、調整会議を設置し、多機関の連携による支援体制の構築を促進することが非常に重要です。

また、「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関する最終報告書」(社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会)において、調整会議構成員の対象として、救護施設が明示されています。被保護者等に対する支援において高い専門性を有している救護施設が調整会議へ参画することにより、地域の被保護者に対する自立の助長や生活の安定を促進することができます。

さらに、令和7年4月より、精神科病院や矯正施設等の関係機関との入所調整を行う者を配置し、救護施設の受け入れ機能の強化が図られることとなりました。この取り組みにより救護施設に入所した被保護者が将来的に地域移行する等の場合に、救護施設も参画する調整会議が機能することによって、より長期に渡って安定した地域生活が実現するものと考えます。今日、処遇困難度の高い要保護者を受け入れて地域移行に向けての支援を積極的に行うためには、救護施設と多様な関係機関の相互理解と連携促進が重要であり、調整会議に救護施設が参画することは、精神科病院や矯正施設に限らず、より多機関との連携による受け入れ機能のさらなる強化を図ることも期待できます。

については、調整会議の設置促進と、救護施設の参画について、実施機関への働きかけをお願いします。

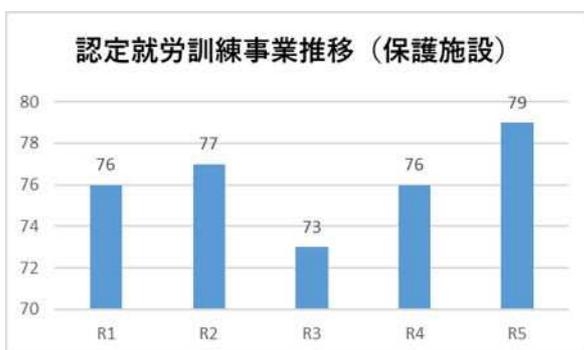
- また、令和7年度は、3年ごとに実施する「全国救護施設実態調査」の実施年となっている。救護施設の運営や利用者支援等の実態を把握し、今後の制度要望等のエビデンスとなる重要な調査である。趣旨についてご理解いただくとともに、全会員施設から回答いただくようご協力いただきたい。
※調査の回答は、10月頃に依頼予定。

(2) 地域共生社会の実現に向けた行動指針の推進

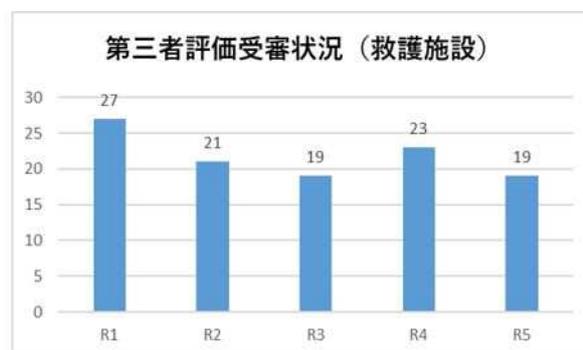
- 救護施設がその有する機能・役割等を活かし、地域共生社会の実現に向けて段階的に取り組むために整理した「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」(以下、行動指針)を推進し、「全社協福祉ビジョン 2025」が掲げる「ともに生きる豊かな地域社会」の実現をめざす。

《行動指針重点項目》

- ◆生活困窮者自立支援制度による就労支援(就労準備支援・認定就労訓練)への取り組みを積極的に推し進めることで、認定就労訓練を全ての救護施設で実施することを目指す。
- ◆会員施設における第三者評価の受審を促進し、福祉サービスの質の向上を目指すとともに、救護施設の「見える化」を進める。



※厚生労働省公表資料を基に作成



※全国社会福祉協議会公表資料を基に作成

(3) 救護施設の見える化の推進

- 昨今の制度改正等により、実施機関や地域の関係機関、住民等との連携や理解促進が求められている。これらの取り組み促進は、救護施設の役割や専門性を「見える化」し、生活困窮者や地域の被保護者等、救護施設の支援を要する方に必要な支援が届く環境構築にもつながるものでもある。各施設、地区救護施設協議会、全国救護施設協議会それぞれの範囲で対応可能な取り組みを検討・実施し、救護施設の社会的認知度の向上を図る。

(4) 利用者の人権を尊重した支援と、利用者主体の個別支援の質の向上

- 令和6年10月より制度化された個別支援計画の作成等について、制度化が現場に与えている影響を実態調査等で把握しつつ、救護施設がこれまで進めてきた「本人の意思や意向を確認・尊重しながら個別支援計画に基づく本人のエンパワメントを高める支援」をより強化・充実させるべく必要な対応を行う。
- なお、本年度は、個別支援計画に関する国の研修会が実施される予定である。詳細については改めてご案内する。

(5)今後の全国大会・研修会の予定

①第47回全国救護施設研究協議大会

日程／令和7年10月9日(木)～10日(金)

会場／江陽グランドホテル(宮城県仙台市)

②令和7年度救護施設福祉サービス研修会

日程／令和7年12月(調整中)

会場／東京都近郊

(6)参考情報(全救協作成頒布物)

○ 救護施設 PR パンフレット(令和6年3月発行)

- 救護施設の役割等を紹介するパンフレット。関係機関や地域住民、利用者等への説明に活用いただける。

※A3 二つ折りサイズ(1セット(100部)2,546円)



○ 改訂新版 救護施設職員ハンドブック(平成23年2月第4刷)

- 救護施設の機能や経営・運営、職員に求められること、利用者支援の考え方、関連制度等を掲載した冊子。新入職員への研修や、救護施設職員が自らの役割等を振り返る際の資料として活用いただける。

※A4判122頁(1冊1,019円)



○ 増補改訂版 地域生活支援関係事業ガイドブック

(平成28年3月第2刷)

- 保護施設通所事業や救護施設居宅生活訓練事業等、地域生活支援関係事業の概要やQ&A、実践事例等を掲載した冊子。地域生活支援関係事業を進める際の資料としてご活用いただける。

※A4判186頁(1冊1,019円)



意見発表

【日 時】

令和7年7月3日（木） 10時30分から14時30分

【会 場】

本館4階 『紫陽花の間』

【第1分科会】

個別支援計画書を活用した取り組み

（施設名）第2優和園 （発表者）高津 元利

（施設名）菊池園 （発表者）櫻庭 圭祐

【第2分科会】

利用者の地域生活への移行に向けた取り組み

（施設名）真和館 （発表者）藤本 美和子

（施設名）かんざき日の隈寮 （発表者）天本 薫

【第3分科会】

虐待・権利侵害の根絶に向けた取り組み

（施設名）湊泉寮 （発表者）滝口 裕子

（施設名）清風園 （発表者）甲斐 悠矢

【第4分科会】

施設生活を豊かにする取り組み

（施設名）よみたん救護園 （発表者）宮里 健太

（発表者）吉田 萌々

（施設名）あいこう園 （発表者）草野 将彦

●テーマ：第2優和園 個別支援計画への取り組み
～個人の希望に添える様 細かな支援での取り組み～夢の実現



社会福祉法人福德福祉会
第2 優和園 高津元利

1

●施設紹介

第2 優和園は、自立した習慣の確立に努めています。

当施設は、近くに日本有数のカルスト台地平尾台があり豊かな自然に囲まれた環境でゆとりのある生活を

おくり、生活、作業支援を行って自立した習慣を確立に努めています。又、併設の就労継続B型作業所、

福祉ホームを利用し段階的な自立支援を行っています。今後は、職員の資質の向上に努め、安心・安全な

施設を目指し、地域に根ざした施設をつくっていききたいと思っています。

2

●施設概要（利用状況：R7年4月1日現在）

・在籍50名（定員50名）

【内訳】

・男性38名（76%） ・女性12名（24%）

【障がいの割合】

・精神障がい者19名（38%） ・身体障がい者2名（4%） ・重複（身体、精神）2名（4%）

・知的障がい者2名（4%） ・生活障がい20名（40%） ・重複（精神、知的）4名（8%）

・重複（身体、精神、知的）1名（2%）

【居宅生活訓練利用者】

・男性2名

3

●基本指針

・利用者個人の尊厳を保持しながら、それぞれの利用者の立場に立った支援を行う。

・自立支援を行う立場から施設内のルールを守りながら、その利用者に応じた自立した生活が送られるよう利用者にあった個別支援を行う。

第2 優和園では様々な障がいのある方が地域で暮らせるように、生活・作業の支援や訓練を行っています。

一人一人の個別支援計画を作成し、利用者それぞれの目標に沿った支援を実施しています。

4

施設の特徴

●支援内容

【生活支援】

日常生活習慣支援(保健衛生、諸規則、挨拶等)と、親睦と自己表現の場として当事者団体の活動(園友会)がありボランティア活動や会合を行っています。

年間行事にて海水浴や川遊び、1泊旅行等、毎月1回利用者との懇談会などさまざまな親睦を取り入れています。

5

・金銭管理支援

一、入所後、しばらくは、職員が金銭管理を行い、利用者の管理能力に応じて段階的にスキルアップの実施

① 完全職員管理

② 少額管理 (一部利用者さん本人に管理していただく。)

③ 完全自己管理

支給される小遣いを自己管理。また支給された小遣いの中から自主的に自立など向け貯金してもらおう。

6

・通院管理支援

単独での外出ができない方の病院受診時の引率など。

外出できている方に関しては、病院受診も自分で受診していただく。

・入浴支援

毎日入浴可能とは別に、見守りが必要な方や自主的に入浴はしなないが声掛けすることで入浴できる方、いろいろな障がい、通常入浴ができない方のために平日1日置きに入浴支援の時間を設けている。

7

・買い物支援 (購入支援)

入所して間もない方、単独での外出が難しい方、退院後間もない方を対象に月に1度スーパーに施設車で送迎し買い物の実施。

また利用者の要望により、スーパー以外にも本屋や100均にも買い物支援の実施。

対象利用者でも細かく4つの支援に分かれる。

- ① **送迎のみの支援**：体力的な問題等から単独での移動が困難ではあるが、送迎することで買い物ができる方。
- ② **送迎、見守り支援**：単独での外出は難しく、職員の送迎で買い物に行き商品を自分で探すことは出来るが、金銭管理や自分での支払いが一人では難しい方。
- ③ **送迎、付き添い支援**：単独での外出は難しく、職員の送迎で買い物に行くことは可能であるが、商品で自分で選んだり金銭管理や自分での支払いが難しく、目を離すと問題行動があるが職員が付き添うことで、買い物ができる方。
- ④ **買い物購入支援**：体調不良や入院の為、買い物支援に参加できない利用者の方のために、職員が代行で買い物をを行う。

【日中活動】

- ・第2慶和園では、日中の活動をメインに支援を実施
- 2つの活動グループがあり入所利用者は、必ずどちらかのグループにて日中活動に参加してもらおう。
- ① 活動支援班
- ② 作業支援班
- ・活動時間：水曜日以外の平日
- 午前 10：00～11：45（15分休憩含む）
- 午前 13：15～15：00（15分休憩含む）

※作業班に関しては、繁忙期に特別で時間延長あり。

① 活動支援班（施設内活動）

- ・ADLの低下予防。全体でのストレッチ体操、個別プログラム（脳トレ、塗り絵、音楽鑑賞、パズル）など個人の希望に沿ったプログラムの提供、実施。



・ストレッチ体操の様子

活動支援班の特徴

- ・ADLの低下予防の為、食堂にて前半の45分間、食堂のテレビにてYouTubeやカラオケのストレッチ機能を使ったストレッチ体操の実施、または個別で施設内での廊下の運動、階段を使った歩行訓練による体力づくり。
- ・後半の45分は参加者個人の希望によるプログラムの実施（塗り絵、字の練習、プリント学習、発声練習、読書など）

1 2

参加利用者

- ・ 作業班への参加が難しい方。
- ・ 高齢の方でADLの低下予防などが必要な方。
- ・ 他者とのコミュニケーションが苦手な方。
- ・ 退院後で療養中の方など……

※少例ではあるが両方に参加する方も居る。

1 3

② 作業班 (施設内作業)

- ・ 主に自動車関連企業の（日産、ダイハツ、トヨタ、外車）下請け作業。段ボール製品の組み立て、糊貼り作業。
- ・ 酒メーカーの配送用段ボールクッション材の作成。
- ・ その他、しまむらの輸送用箱の作成、コストコ用のピエトロドレッシングの仕切りなどがあります。
- ・ 段ボール作業以外にも自動車関連の部品加工作業など。



・ 作業中の様子

1 4

作業班の特徴

- ・ 能力に応じた作業工賃の支給。
- ・ 作業を通じて就労への興味、意欲への関心を持ってもらう。
- ・ 年1回、作業班内の行事として親睦会を含めたバスハイクにて工場などへの社会科見学。
- ・ 製品の作成にて、手先を動かす事で脳の活性、ADLの低下予防。
- ・ 利用者で行く作業の材料引き取り、納品で外部に行くことで、地域社会との関わりができる。
- ・ 共同作業を行うことで、利用者間でのコミュニケーションスキルの構築。
- ・ 施設内作業を通じ、作業スキルが高い、作業、就労への意欲がある方への外勤への提案、提供。
- ・ 個人能力に合わせた作業内容の提供。
- ・ 自立の為の預金をする。

1 5

参加利用者

- ・ 年齢が比較的低い方。
- ・ 将来的に自立に向けてお金を貯めたい方。
- ・ 自立、就労を目標にしている方。
- ・ 施設内作業、就労意欲がある方。
- ・ 就労は難しい高齢や障がいがある方でも体を動かしたり、物作りが好きなお方など。
- ・ 暇つぶし

16

第2 優和園では施設内作業に力を入れています。

作業で得た作業賃金は、利用者のスキルや作業の出荷量により大きく変動します。糊貼り作業や作成、加工作業ができる方から、作成は難しいが簡単な仕切りのはめ込みや材料シートを細かくちぎる作業などとして少額ではあるが作業工賃を得る方も居ます。

近年は社会情勢や施設利用者の平均年齢が上がったことにより、作業スキルの高い方で毎月5,000円前後、最低賃金で5000円前後の収入があります。

一時多い方で月15,000円以上の工賃収入を得る方も居ました。

17

外勤

- ・施設内作業の材料等を提供してもらっている会社へ外勤に行き賃金を得る。
- ・施設外の方との関りを通じてコミュニケーションの向上、また地域社会との繋がりを感じてもらい社会貢献、就労意欲への更なる向上を目指す。
- ・外勤先への通勤は施設、もしくはは居宅生活訓練アパートより公共交通機関を使用して行ってもらう。
- ・外部評価もいただける。

対象者は、

- ・居宅生活訓練利用者、もしくはその見込みがある方。
 - ・施設内作業でのスキルが高い方。
- 現在男性1名が就労中。 毎年1～2名の方が参加して

18



19

・居宅生活訓練事業

目的：利用者がスムーズに居宅生活へ移行できるようにするため、移行可能な利用者を訓練用住居（借家）で寝食等、より居宅訓練生活に近い環境で実体験的に生活訓練を行い、社会自立を図る。

- ・自立生活訓練（自炊など）
- ・居宅マンション内のきめ細かなルール等を実施する。
- ・外勤活動（施設内作業の材料等を提供してもらっている会社へ外勤に行き賃金を得る。）
- ・就労活動。月に1回程度、スケジュール組、外出しハローワークにて希望の職種や気になる職種の求人があるかの就労活動、社会情勢がどのようになっているかの確認。

20



・居宅生活訓練 自炊の様子。

21

※居宅訓練終了後のフローについて

・事業終了後、自立退所し居宅生活を送ることが可能となった方については、福祉事務所等と協議を行い、自立生活のため移行支援へと変更し居住場所確保及び自立生活の準備を進め、施設を退所し社会復帰となる。

施設を退所した方については、定期的に連絡をとり生活状況、就労状況などを訪問や連絡などで確認の実施。

なおその間、利用者が自立生活において困難と思われる状況になった時は、福祉事務所と協議し再入所等や保護申請や再入所の助言をする。

22

●テーマ：第2 優和園 個別支援計画への取り組み ～個人の希望に添える様 細かな支援での取り組み～夢の実現

・事例1：男性50代 Aさんの場合。(現在入所、居宅生活訓練利用者)

入所経緯：入所前、就労をしていたが上司との折り合いが合わず辞めた為、勤めていた会社を自主退職。居宅が会社の寮に住んでいた為、寮を退居することになり住む場所、職もなく一時は公園で生活していたが所持金も底をついた為、福祉に相談し入所となる。

23

・入所後より早期自立退所の訴えあり。

まずは自立し生活していく際のお金を貯めることが必要なので、施設内作業にて得た作業工賃から貯金を始めてもらう。

施設生活では、特に問題なく生活し施設内作業スキルも高い。

ある程度施設生活が慣れた中で、居宅訓練生活の利用者の候補として本人の意思を確認する。

居宅生活訓練事業 初回面談、聞き取りでは、居宅生活訓練への参加を強く拒否。

・本人の意思

居宅訓練の期間が半年～1年と想定されている為、早く自立退所したい思いがあり居宅訓練への参加を拒絶。施設生活の中で就労先や自立後のアパート探しをしたとの訴えあり。

・意思の変化

し、支援の中で面談を重ね本人に抱いているイメージ（外勤、収入等プラスの部分やマイナスの部分）を職員と一緒にアドバイスする事により、本人の意思に変化が見られる。自分がイメージしていた自立の時期よりも少し時期が遅くなってしまった事を受け安心して自立退所したいという気持ちに変わり居宅生活訓練への参加を希望。昨年冬より居宅生活訓練を開始、現在も訓練継続中。また施設内作業でのスキル、作業に対する姿勢を踏まえステップを一段上げ、昨春秋より外勤として施設内作業の材料を卸している工場へ外勤就労することになる。

・例2：男性50代 Bさんの場合。（昨年冬自立退所済み）

入所経緯：家族と生活をしていが折りが合わず家を出て車上生活を送りながらも就労をしていた。就労先より自立支援センターへ相談あり、自立支援センターの支援のもとアパートの設定を試みるも家賃滞納、またアパートから失跡し再び車上生活を送る。仕事も辞め金銭的困窮から生活保護申請し入所となる。精神疾患や自立って身体的疾患はないがギャングル依存、生活面では借金が有り。

入所時より法テラスを利用し借金問題を整理する。施設生活では施設内作業に従事、施設内作業でのスキル、作業に対する姿勢を踏まえ、ステップを上げ、入所翌年より外勤として、施設内作業の材料を卸している工場へ、外勤作業に行くことが決まりました。

現在は居宅生活訓練と外勤活動を同時に行い、平日は居宅生活訓練のマンションより外勤へ行きまたマンションへ金曜日に外勤終了後、施設へ戻ってくる生活を送っています。また月に1度は就労活動の日を設け、ハローワークへ行き、自分が興味のある職種のある職種の求人を探したり、その他にもどのような求人があるのかなど知ることで、情勢の把握してもらい社会との繋がりの場ともなる。

居宅訓練生活では当初はA氏ともう1名の方の2名で訓練を行っていたが、今春に1名の方が諸事情により居宅訓練を終了となった為1人で実施中。

入所前に飲食店での就労経験もあり、居宅訓練での料理に関してはスムーズにできていたがその他の細かい実践的な生活サイクルを、身に付けてもらえよう支援している。A氏については10月での居宅生活訓練の終了を予定しており9月頃から本人とさらに細かな面談を重ね、希望の職種、居住設定地を探するなど自立へ向けての準備、移行支援を行い12月の自立退所を目指している。

※また、もう1名の方も事情があり保護停止になったが早目の自立をし、アパートを借り就労に至っている。

・本人の意思

個別支援計画の聞き取りの中で一年程度の自立を希望。

何度も面談を重ね、居宅訓練を経た上での自立、就職したいとのことと一年後の自立退所を目標に令和2年11月よりB氏ともう1名の方で居宅生活訓練開始。

・居宅生活訓練中のトラブル

Bさんは外勤と居宅訓練の両立をこなしていたが、令和3年8月に外勤先を後に無断外泊をする。一週間後、無事に発見、保護される。

・無断外泊の理由

無断外泊をした理由としては、居宅生活訓練を一緒にしていた利用者との折り合いが合わず嫌になったとのこと。性格の問題もストレスや嫌なことがあると逃げ出す性格であり入所の原因、また無断外泊中には、パチンコなどのギャンブルしたとの報告もあり。

・問題点、今後の課題

本人の克服しなければならぬ課題が浮き彫りになる。
無断外泊をしたことに対しては、施設の規律違反とはなるが理由も考慮し、継続して施設生活を送ることになるが1からのやり直しとなり、居宅生活訓練、外勤の中止はもちろん、今後もまた無断外泊や小遣いをギャンブルに使うなどの可能性があり、しばらくの間は問題なく出来ていた単独での外出、金銭管理も職員が行うことになる。

・1からのやり直し、最後のチャンス到来

そこから約1年、問題行動への心配が解消されたことから金銭自己管理、その後、外出制限も解除となる。施設生活の中で何度も何度も面談をする中で、以前の無断外泊の反省と自立退所し就職したいというより強い思いがあり、再度、居宅生活訓練と外勤を提案、本人の意思を確認したのち、最後のチャンスと捉え再度、居宅生活訓練に参加してもらおう。施設側としても前回の問題を考慮し、一緒に居宅生活訓練を行う利用者を、施設生活でも同室で特にトラブルのない利用者で配慮して実施することにした。今回の居宅生活訓練では大きなトラブルもなく過ごされるもコロナ禍ということもあり途中で、居宅生活訓練の中止もあり1年間の予定だった居宅生活も2年に延びるもやり遂げる。

・自立へ向けての課題

自立へ向け、準備を進めて行くうえで問題が発生。もともと第2 優和園のある北九州地区や隣接する苅田町は、自動車関連などの多くの工場があり就職に関しては通常であれば求人はい多い。前回居宅生活訓練を終え自立退所した利用者が、就職した派遣会社にB氏の就職についてもお願いする。派遣会社への登録は問題なく出来たが派遣先からの派遣先がコロナ禍、社会情勢、今話題になっているN自動車、D自動車など様々な問題がありなかなか見つかからない。同派遣会社の系列で隣の大分県で仕事があるということで面接まで行くも翌月より仕事より可能性があるとのこと、就職内定までは出来ていたが就労地の設定が出来なかった。

・自立設定日直前で決まる。

継続して派遣会社の方に、派遣先を探してもらい自立予定日の一週間前に、ようやく山口県にて派遣先が決まる。自立後の居宅について自立する利用者によっては、自立時のアパートを契約する際に、保証人の問題などでアパート契約できない方も居るが派遣会社が契約している社宅アパートに住むことができ、その点の問題もなし。出る直前まで準備で追われていたが無事に予定日に自立する。自立退所日の日は山口県の派遣先の社宅アパートまで引越したり役所での手続きのフォローをする。また派遣会社の方も各種手続きに立ち会っていたり手厚いフォローもしていただく。

施設から就職地が難れていることもあり、自立後の様子見には行けない為、本人や派遣会社の方に連絡を取り現状確認は継続。

※派遣会社との付き合い方、施設職員との信頼は大事だと実感しました。

・自立後のアクションシート

B氏については、自立後3ヶ月で休日に自転車事故にて骨折してしまいドクターストップがかかって働けないと派遣会社より施設に報告あり。報告を受けた後は、よりこまめにB氏本人、派遣会社ともに連絡を取り現状確認の実施、またB氏は働けないが施設入所時から貯めていたお金と、自立後働いた分で何とか1〜2ヶ月は就労しなくても社宅の家賃などの生活費は捻出できるとのことだったが、治療が長引き働けるまで少し時間がかかりそうだとその報告あり、最終的に家賃など支払いができなくなるまで困難し生活が出来なくなる前に、再入所など検討段階に入っていたがどうにか持ちこたえることができた。

残念ながら長期病氣療養の為、最初に就職した派遣先での仕事の契約が切れてしまうも派遣会社のフォローで現在は大分県の派遣先で就労しているとのこと。

・入所時との変化

B氏は入所時、嫌なことから逃げるなどの課題や、一度居宅生活訓練での失敗の経験し次は失敗したくないとの熱意もあり、今回の件はあきらめることなく乗り越えて現在に至る。自立しても本人から報告や生活での悩みの相談などもあり、施設としても入所時だけの支援やフォローだけでなく、自立後も必要に応じてフォローが必要であると再確認する事例となり、また利用者も個別支援計画の聞き取りの中で就労が最終ゴールでなく施設を円満退所、希望に沿った就労や単身生活だけでなく、その後もきちんとした生活、その後の目標設定してもらったことが重要だと思われる。

・施設としての今後の対応について

現在、施設としては自立した利用者に対してのボランティアという位置づけで支援、フォローをしていますが、今後は地域移行加算の申請を行い自立支援も充実した支援ができるようにしたいと思います。



施設紹介

- ・定員50名
(令和7年4月1日現在)
男性35名 女性18名 合計53名
平均年齢64歳
- ・障害状況
知的障害5名(9.4%)
精神障害41名(77.4%)

通帳管理者数の変化

- ・令和6年4月1日(昨年)の通帳、印鑑自己管理者数 **0名** (51名中)
- ・令和7年4月1日現在の通帳、印鑑自己管理者数 **27名** (53名中)

※27名のうち、10名は金融機関での入出金も個人で行っている

きっかけと目的

1. **きっかけ**
・入所者の方から自分で通帳と印鑑の管理がしたいとの要望が多かった。
・個別支援計画見直しの際に、個々の金銭管理能力について検討する機会があった。
2. **目的**
 - ・責任感と自己肯定感を高める。
 - ・自立に向けた金銭管理能力の向上。
 - ・金銭の自己管理をすることで、外出への意欲を高める。

個別支援計画の作成

- ・菊池園独自の外出、服薬管理、金銭管理についてのアセスメント表を作成し導入。
(令和6年4月1日～)



氏名 _____ 評価日 _____

個人外出アセスメント表

個人外出能力	外出範囲	個人通院
A. 自分で計画し外出することが出来る	I. 外出範囲の制限なし (離本市、菊池市程度)	①自分で病院に行き、受診することが出来る。
B. 計画(日程・手段)も支援すれば外出することが出来る	II. 外出範囲の制限あり (近隣、菊池市程度)	②受診を言えば、受診することが出来る
C. 個人外出は難しい	III. 付き添いが必要であれば外出が出来ない(付添、送迎範囲内)	③自分で病院に行けませんが、要介護状態の場合は、要介護者(介護職員、家族等、PTA)の付き添いで通院出来る。
		④本人通院は難しい

能力評価 A B I ③

評価点 (5段階評価)

・買い物は、自分で行かれるが高の駅バス停までの送迎は必要
 ・外出時の連絡手段が必要
 ・〇〇所が遠いため、バス利用範囲内の〇〇病院へ変更出来ないか？

氏名 _____ 評価日 _____

内服自己管理アセスメント表

自己管理程度	自己管理期間	管理方法
A. 定用薬、朝晩薬、外用薬のすべてを管理できる	I. 1ヶ月分	① 紙での管理
B. 定用薬のみ管理できる	II. 2週間分	② ポップスでの管理
C. 外用薬、朝晩薬のみ管理できる	III. 1週間分	③ カレンダーでの管理
D. スタッフが管理	IV. 1日分	④ その他
	B	①

能力評価 A B III ①

評価点 (5段階評価)

①朝晩薬も不要に取んだりする可能性あり
 ②管理期間の延長

氏名 _____ 評価日 _____

金銭管理アセスメント表

自己管理程度	通帳・印鑑管理	入出金
A. 本人の意思する金額が自分で管理出来る	I. 自分で通帳と印鑑が管理出来る	①自分で金融機関に行く、入出金が出来る
B. 決まった金額について自分で管理出来る	II. 自分で通帳か印鑑のどちらかを管理出来る	②金融機関に行くことが出来れば、自分で入出金出来る
C. 決まった金額について誰かを行えば自分で管理出来る	III. 定期的な確認を行えば自分で確認出来る	③金融機関の行まわり、及び入出金までの往復の、車の送迎のどれか又は両方があれば自分で出来る
D. 金銭管理が自分で難しい	IV. 通帳・印鑑管理が自分で難しい	④入出金は自分で難しい
	B	②

能力評価 A B I ①

評価点 (5段階評価)

・金融機関への送迎を行う(送迎日は本人と相談し2回/月程度)
 ・印鑑、通帳が外の貴重品についても管理可能な方が、医療従事者の確認が必要(汚れ、破損、紛失等)
 ・休まずに銀行の業務が必要

自立した金銭管理に向けた支援

1. 現金と通帳、印鑑の管理
2. 外出に対して
3. 金融機関での入出金
4. 買い物に対して
5. 使った金額と残金の確認
6. 今後、支払う必要があるものに対して

自立した金銭管理に向けた支援

1. 現金と通帳、印鑑の管理
2. 外出に対して
3. 金融機関での入出金
4. 買い物に対して
5. 使った金額と残金の確認
6. 今後、支払う必要があるものに対して

自立した金銭管理に向けた支援

1. 現金と通帳、印鑑の管理
2. 外出に対して
3. 金融機関での入出金
4. 買い物に対して
5. 使った金額と残金の確認
6. 今後、支払う必要があるものに対して

自立した金銭管理に向けた支援

1. 現金と通帳、印鑑の管理
2. 外出に対して
3. 金融機関での入出金
4. 買い物に対して
5. 使った金額と残金の確認
6. 今後、支払う必要があるものに対して

自立した金銭管理に向けた支援

1. 現金と通帳、印鑑の管理
2. 外出に対して
3. 金融機関での入出金
4. 買い物に対して
5. 使った金額と残金の確認
6. 今後、支払う必要があるものに対して

自立した金銭管理に向けた支援

1. 現金と通帳、印鑑の管理
2. 外出に対して
3. 金融機関での入出金
4. 買い物に対して
5. 使った金額と残金の確認
6. 今後、支払う必要があるものに対して

自立した金銭管理に向けた支援

1. 現金と通帳、印鑑の管理
2. 外出に対して
3. 金融機関での入出金
4. 買い物に対して
5. 使った金額と残金の確認
6. 今後、支払う必要があるものに対して



事例紹介①

- ・Tさん 40代 男性
- ・精神保健福祉手帳（2級）所持
- ・心身の状況・・・統合失調症、発達障害
- ・入所期間・・・5年10ヶ月（令和7年4月1日現在）
- ・本人の意向・・・今は難しいが、いずれは一人暮らしがしたい。



買い物しよう！



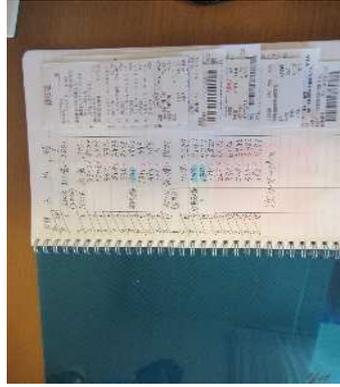
スタッフと確認



出金伝票記入



出納帳をつける



Tさんからの言葉

「最初は何もわからず難しかったです。今でも出納帳の記入や自分で銀行に行くのが面倒だと思ったりもする。でも自分で管理している方が、うまく説明できないうれしい気分がいいのでこれからも続けていきたい。」



事例紹介②

- ・ Sさん 40代 男性
- ・ 精神保健福祉手帳（2級）所持
- ・ 心身の状況・・・統合失調症、精神発達遅滞
- ・ 入所期間・・・7年4ヶ月（令和7年4月1日現在）
- ・ 本人の意向・・・パートで一人暮らしがしたい。

支援の中での助言

Sさん

スタッフ

- タバコをもっと吸いたい → それ以上はお小遣いが足りないんじゃない
 あの人が持っている物が羨ましい → あなたは他に良いものをもっているよ
 相談しないで自由にお金を使いたい → 今はしっかり相談しながら訓練していこう
 そんなに厳しく言われたくない → あなたのために言っているんだよ
 好きな時間に好きに外出したい → 時間を守ることも訓練の一環だよ

通帳と印鑑の管理を始めて、2ヵ月後に、、、、

注意される
あれが欲しい
好きに遊びたい
頑張ろう
少し我慢してみたら？

タバコをもっと吸いたい
羨ましい
自由になりたい
無断外泊

それは必要ないんじゃない？
また今度にしよう
少し貯金した方が良い
一緒に考えよう



※スタッフからの助言がSさんは**強制**のように感じていたのかも

生活のRestart

また菊池園で頑張りたい
最後のセーフティネット

通帳印鑑の自己管理一時中止
未納の負担金を分割で負担

小遣金の少額化
担当スタッフの変更

助言の見直し
一からのステップアップ



そして再チャレンジ

小遣金の増額
通帳、印鑑の管理再開
未納分の負担金の負担完了
施設としてリスクを許容
自立を支援する

反省
挑戦
可能性
希望



※施設としてもリスクがある中で自立支援を継続するために**挑戦**を続けています。

その後、



※自立支援は簡単には上手くいかない。失敗にも意味があると信じています。

成果と課題(まとめ)

- ・ 金銭管理には皆さん意欲的だった。
- ・ 失敗ということではなく、経験を積む良い機会になった。
- ・ リスクに対する対処と許容について、スタッフ全体で認識を統一させることが大切。

ご清聴ありがとうございました



救護施設 真和館 ～アルコール依存症者の地域移行支援について～



熊本県 救護施設 真和館
発表者 藤本美和子

(1) 真和館の概要



施設名 : 救護施設 真和館
 施設の認可 : 平成18年4月28日
 入所定員 : 50名(常時55名)
 職員数 : 30名(令和7年4月1日現在)
 敷地面積 : 9,548㎡ (2,893坪)
 建物延床面積 : 2,008.56㎡ (608坪)
 部屋数 : 1人部屋62室、2人部屋 1室
 施設の特徴 : ①アルコール依存症等の回復支援を目標としています。
 ②精神障がいにも強い施設
 施設の環境 : 阿蘇外輪山の裡野(西原村)にあり、都会の喧騒から離れた、自然豊かな丘の上にあります。

・熊本ICから車で約25分
 ・熊本市中心部から車で約50分

(2) アルコール依存症 回復支援への取り組み



平成18年の施設開設当初、入所されてきた方の半数近くがアルコール依存症をお持ちで、施設で飲酒をするなど、アルコール依存症者の処遇が施設運営の重要な課題となり、そこから真和館のアルコール依存症回復への取り組みが始まりました。

令和7年4月1日現在、
**全入所者55名のうち、
 31名がアルコール依存症者です。**
 入所されたアルコール依存症の方に対して、更に関心を持って地域生活に慣れるように、施設での学習や外部の研修会やミーティング、居宅生活訓練等を行い、アルコール依存症からの回復支援を行っています。

まずは簡単に

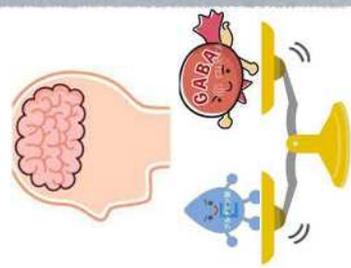
(3) アルコール依存症とは

アルコール依存症とは

① 脳の病気
 アルコール依存症は脳の病気です。本人の意志や性格の問題ではありません。

② コントロールできない
 お酒を飲む時間や量をコントロールできません。飲み始めるとつぶされるまで飲んでしまいます。(そして、起きるとまた飲みます)

③ 飲んでいる状態が普通の状態
 アルコール依存症になると、脳のバランスを保つために、脳がお酒を飲ませようします(飲酒欲求)。



アルコール依存症とは ～全てを失う病気～



社会的な死
 アルコール依存症が進行すると、四六時中お酒を飲んでいて、飲酒が原因で仕事を失います。また、嘘をついたり、自己中心的な行動(酒さえ飲めればいい)を取り続けるため、家族や友人から見放され、社会生活が困難になります。

精神的な死
 アルコールを飲み続けると、アルコールによって脳はダメージを受けたり、委縮するため、精神が破綻していきます。

肉体的な死
 身体はボロボロになって、病気のデパートになります。

回復して地域移行を目指すため

(4) アルコール依存症から回復するには

アルコール依存症から回復するには 断酒をする



アルコールを飲まないことによって、身体や脳が回復していきます。脳の回復には、真面目では最低3年かかると考えています。アルコールを飲むと、お酒をコントロールできなくなり、再発します。

アルコール依存症であることを認め、病気を知る

アルコール依存症の方は、飲みたいが強にアルコール依存症であることを認めません(否認)。そのため、専門病院や支援に繋がることが大変難しく、回復への道に乗りこえることが容易ではありません。

専門病院・自助グループに通う

アルコール専門病院につながり、自察すること。また、AA(アルコホーリクス・アノニマス)や脳酒会などの自助グループに通い、仲間の話を聴き、自分を振り返り、自分の話ができること(素直に聴き、素直に話せる)が回復に繋がると言われます。

真和館入所者には + α (元々の生きづらさ等)がある

理解力が乏しい (知的障害や発達障害等)

自分のおかれた状況や物事に対する理解が困難。
専門病院で使用されているテキストや認知行動療法などが理解できない、または理解が浅い。
(そして、入所される方は重度のアルコール依存症であるため、脳のダメージが著しい。)

様々な障害や疾病がある

他の依存症 (薬物、ギャンブル等) や統合失調症、うつ病、双極性感情障害、不安障害、強迫性障害、
高次脳機能障害、パーソナリティ障害等をお持ちで、断酒を継続すると元々の障害や疾病の重さが見え
始める。そのため、障害や疾病との付き合い方や対処法が必要になる。

生育環境や心の問題

自己肯定感の低下、倫理観や規範意識の不足、人や社会に対する不信任感などがあり、人の話を素直に聞い
たり、人との健全な関係を築くことが難しい。

地域移行の割合を
発表します

(5)退所状況

真和館開設以来の退所状況と 居宅生活訓練を受けられた方の退所状況

平成18年度～令和6年度の退所状況

就職	地域	他施設	精神科入院	他入院	死亡	その他	合計
1	51	37	42	18	32	16	197
内 アルコール 依存症者	0	31	20	11	13	10	98

※地域移行された方は、退所者全体の約26%、そのうちアルコール依存症は約60%です。
また、その中で居宅生活訓練後に地域移行された方は約30%です。

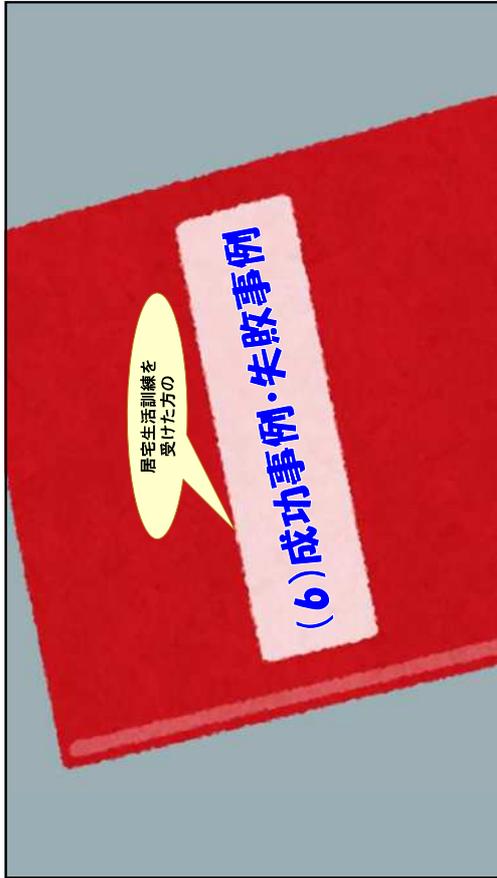
(注) 一度退所されて、再入所された方もいます。

平成25年度～令和6年度の居宅生活訓練後の退所状況

性別	退所年齢	疾患	障害者手帳	再飲酒
① 女	58	器質性精神障害(うつ)、適応障害(ギャンブル依存)	精神2級	なし
② 女	51	アルコール依存症、うつ病	精神2級	○
③ 男	56	(軽度)知的障害	なし	○
④ 男	57	アルコール依存症、うつ病	精神2級	○
⑤ 男	49	薬物依存症、アルコール依存症	精神2級	○
⑥ 男	63	アルコール依存症	精神2級	死亡
⑦ 男	48	アルコール依存症、知的障害、自閉症スペクトラム障害、注 意欠陥多動性障害、慢性アルコール肝障害	精神2級	○
⑧ 男	68	アルコール依存症	精神2級	○
⑨ 男	61	アルコール依存症、左不全麻痺、視覚障害	精神2級、身体5級	○
⑩ 男	38	アルコール依存症、うつ病	精神2級	○
⑪ 男	55	アルコール依存症、躁うつ病、黄胆部中等後遺症	精神2級	×

※11名のうち、9名がアルコール依存症です。
9名のうち、1名の方が連続飲酒となりました。

この他に2名の方が訓練を受けられま
したが、病気の悪化で中止しました。



A 男さんのケース

～居宅訓練2年 退所時57歳～

(主) アルコール依存症、うつ病

<入所前の状況>

40歳の頃、原因不明の腰痛と足の痛みにより、離職し帰郷。単身生活を送っていたが多量飲酒による体調不良でアルコール治療の精神科病院を受診するも、受診を中断し飲酒を継続する。飲酒による2度の救急搬送。しかし、連続大量飲酒と食事を摂らないため病状は進行する。足底と甲に痺痺ができ、手術を受け大量の膿を排出、幸運にも切断は免れる。

現在 アパートで独り暮らし。通院と、自助グループへの参加、A型作業所への通所。退所後、しばらくして生活保護を繰返し、障害年金と作業所からの収入を立てて暮らしている。





B 男さんのケース

～居宅訓練2年 退所時38歳～

(主) アルコール依存症、ギャンブル依存症 (医師の診断はない)

(従) うつ病

<入所前の状況>

父親はアルコール依存症で、飲酒しては母親に暴力を振るっていた。専門学校時代にギャンブルにのめりこみ借金が始まる。専門学校卒業後、就職。25歳で結婚するも、ギャンブルによる度重なる借金や飲酒によるDV (飲酒による病的な嫉妬妄想) で離婚。30歳の時、飲酒運転で自損事故を起こし、懲戒解雇となる。飲酒するために、車上荒らしや空き巣、万引きを繰り返す (逮捕歴なし)。

現在 職業訓練校で資格を取得し、就職される。通院や近くの自助グループに不定期で通っている。





C 男さんのケース

～居宅訓練2年 退所したその日から飲酒をして警察沙汰→入院となる～

(主) アルコール依存症

(従) 躁うつ病、有機溶剤中毒後遺症、覚せい剤中毒後遺症 (疑)

<入所前の状況>

高校卒業後、父親が経営する会社に就職するも、仕事中に飲酒。若い頃から手の震えや幻視が出始める。(有機溶剤や覚醒剤使用歴もあり) 他県に転居し、建設関係の会社に就職し結婚し子をもうけるも、妻と協議離婚。九州各県を転々とし、精神科病院の入退院を繰り返して帰郷。帰郷後も精神科病院の入退院を繰り返して、飲酒が絡む窃盗などの問題行動を複数回起こし服役や保護をされる。

退所後 退所初日から、親意の女性宅へ行き、飲酒。自宅には帰らず女性宅に住み着くようになる。飲酒により酒乱となり、女性宅のガラス窓を叩き割り、通報される。その後、精神科病院に入院となった。







断酒継続のために

施設生活	規則正しい生活をすることにより、脳と体が回復します。
買物の見守り	買物引率時、酒コーナーに見守り職員を必ずつけます。
お菓子に注意	酒精が入っているお菓子やパンは禁止です。
散歩に注意	飲酒要求が強いなと思う方が散歩する時は、職員間で注意喚起し、必要があれば散歩を見守ります。

アルコール依存症であることを認め、病気を知るために①

入所してすぐ	ピア職員（アルコール依存症から回復した職員）による「スクリーニングテスト」を行います。アルコール依存症という結果が出ても、ほとんどの方は認められません。
365日行う日課	朝は断酒会の「断酒の誓い」を、夕方は「夕べの集い」でAAの12のステップと平安の祈りを、みんなで斉唱します。
通院と服薬	看護師の通院同行の元、必ずアルコール専門病院へ受診します。そして、ノックピピン（抗酒剤）を処方してもらい、1日1回服用（自己管理の入所者様もノックピピンだけは職員の前で服用）して頂きます。

アルコール依存症であることを認め、病気を知るために②

各種学習会に参加していただきます。ほとんどの学習会は週に1回です。学習会は主に6名の指導員（ピア職員含む）が行っています。

動画で分かりやすく	「真和館アルコールDVD学習会」
「聞く・語る」の訓練	「真和館アルコールミーティング」
	「真和館女性アルコールミーティング」
	「アルコール特別ミーティング」 「アルコールメッセージミーティング」
対処法を知る	「くりーんびーS（認知行動療法）」
致知会独自（地域向け）の学習会	「おそ上寿園アルコール依存症学習会（月1回）」 「地域セミナー（年1回）」

自助グループ・外部のアルコール関連行事への参加

一部の入所者様（居宅生活訓練中の方並びに地域へ戻れる力があると思われる方）は、外部のアルコール関連の行事へお連れします（九州内の行事には極力参加）。なお、引率は生活支援員も行うので、職員の依存症研修の場にもなります。

専門病院主催	「益城病院断酒会（週1回）」 「菊陽病院女性アルコールミーティング（週1回）」等 「おおは病院酒のつまみにならない話（年1回）」等
自助グループ	「AAさくらグループ」「AA健康グループ」（週1回） 「居宅訓練の方の移行予定である地域の自助グループ」 「AA九州沖縄地域アラウンドアップ（年1回）」 「AAオーフンスピリッツミーティング（年1回）」 「アテイクションジョイントフォーラム（年1回）」 「我儘人吉地域合同断酒大会（年1回）」 「断酒会断酒行事（随時）」等
支援者の行事	「KUMAPP（熊本県精神保健福祉センター主催認知行動療法）（2週に1回）」 「アルコール問題学習会（年1回）」 「熊本市主催こころの健康づくり講演会（年1回）」等

真和館入所者の + α のために
アルコール依存症以外の依存症、障害、疾病について学ぶ

他の依存症対策 (クロスアディクション)	「薬物ミーティング」「ギャンブルミーティング」 自助グループの「NAJ」「DARC」「GAJ」「GA」等（随時）
統合失調症の学習会	「ひまわりの会（週1回）」 「スイートピーの会（2週に1回）」
集団での学習ができない方に	「個別学習（双極症、うつ病、強迫性障害、発達障害、 アンガーマネジメント、LGBTQ+等）」（随時）

心の問題

内観療法	病院での7泊8日「集中内観」、真和館で行う「一日内観」 （随時）
公認心理師による 方ワンセッション	「心理面接」（2週に1回、3名の方）
心を豊かにするために	「心みかぎの読書会」、対話集会にて「理事長の講話」 （月1回）
考え方を修正 するために	「心の健康教室（週1回）」

その他の取り組み
 は「真和館アルコール依存症回復プログラム（ARP）」をご参照ください。

地域移行の成功のために

**(8) 地域移行における
今後の課題**

アルコール依存症の回復について
「わかりやすい」仕組みづくり

理解力が乏しい方（脳機能の低下や知的障害、発達障害をお持ちの方）向けの「わかりやすい」テキスト作成、「アルコールを飲まない」習慣作りに向けた取り組みを始めています。

職員の支援力の向上

入所者様の回復には、職員の支援力を上げ、飲まない環境、安心・安全な環境を整えることが重要です。
 アルコール依存症や各種依存症、障害や疾病に対する知識や対応についてはもちろんのこと、QC活動や研修を通して、職員の考え、言葉、態度等を向上できるように取り組んでいます。



ご清聴
 ありがとうございます



R7九州地区救護施設職員研究大会

利用者の地域生活への移行に向けた取り組み **かんざき日の限寮における 通所事業について**

佐賀整肢学園・かんざき日の限寮
 生活支援員 天本 薫

かんざき日の限寮の沿革

1	
年度	開始事業
昭和38年	県立日の限寮 設立
平成20年度	佐賀県より経営移譲
平成24年	神崎市鶴西地区に移転
平成26年	居宅生活訓練 開始
令和6年	通所事業 開始



かんざき日の限寮 (外觀)

かんざき日の限寮の概要



- 定員：70名
 - 入所者数：77名
 - 平均年齢：男67歳，女61歳、全体65歳
 - 職員数：27名
- 令和6年度の動き
 - 通所事業を開始
 - 個別支援計画制度化
 - 地域定着加算開始
 - 就労支援員加算開始

通所事業の概要

保護施設通所事業とは

- 対象者：保護施設退所者、地域で生活する被保護者
- 目的：居宅での自立生活の継続と保護施設からの退所の促進
- 内容：施設に通所させる又は職員が居宅等へ訪問して指導訓練等を行う
- 実施期間：1年(延長可)

3

通所事業開始のきっかけ

4

加算制度の改正

- 令和5年度の制度改正により通所事業実施のための要件が緩和
(定員の基準が5名以上 → 1名以上で実施可能に)
- 配置すべき専任スタッフの基準が1名以上になり、実施のハードルが下がった

元入所者A氏の入院

- 交通事故に遭われ入院
- 元々身寄りがなく入院手続きや食事の提供を行っていたことから施設でA氏をサポートすることになる。

通所事業開始までの流れ

5

対象となった利用者について

A氏 (63歳、男性、精神発達遅滞)

- 元入所者。平成28年に日の隈寮を退所
- 施設近くのアパートにて単身で生活
- 日の隈寮の厨房で雇用契約を結び、引き膳の就労をされていた
- 定期的な訪問や食事提供等を行っていた



弁当配布の様子

通所事業開始までの流れ

6

就労での問題点

- 通所事業に参加する前は週6回の就労の内、2～3回は休まれていた
- 厨房職員より衛生面と本人とのコミュニケーションを心配する意見も出ていた。



A氏引き膳の就労の様子

通所事業開始までの流れ

7

ゴミ屋敷状態の住居

- 福祉事務所からも日の隈寮へ再入所可能かとの問い合わせが来ていた。
- 本人の意向はこのまま在宅生活を継続したいとのことであった。



通所訓練開始前の居宅の様子

通所事業開始までの流れ 4 8

A氏自宅の清掃(入院中)



職員で手分けして清掃・ゴミ出し

- ・ 令和5年12月、自動車にはねられ、病院へ救急搬送され入院。
- ・ 入院手続きを支援実施
- ・ 本人から身元引受を依頼され、施設で対応
- ・ 自宅の清掃を実施

通所事業開始までの流れ 5 9

事故に遭われ入院



本人への事業説明の様子

- ・ 令和6年2月に退院。1ヶ月程一時入所を利用
- ・ 引き続き支援が必要
- ・ 令和6年4月より通所開始

通所事業開始までの準備 10

通所事業を行っている他施設の見学



清泉寮見学の様子

- ・ 福祉事務所とやり取りを行い事業を周知。
- ・ 通所利用者の待機場所を用意。
- ・ 精神不調の際は施設での宿泊に
て
対応。
- ・ 必要書類の様式の確認。

佐賀県、神崎市への事前協議 11

佐賀県

- ・ 事業の必要性
- ・ 事業の認可

神崎市

- ・ 対象者の説明
- ・ 4月1日付の措置依頼



日の隈寮における通所事業の概要 12

事業概要 (R6年4月から開始)

- 対象者：日の隈寮退所者
- 定員：4名 (R6度実績1名)
- 内容：通所訓練 (週3回)、訪問指導 (月1~2回)
 昼食の提供 (無料)
- 職員を2名配置

通所訓練の内容 1

13

本人と話し合いを行い決定



通所日：月・水・金 (週3回)

- 11時：来所
- 12時：日の隈寮厨房引膳業務
- 12時30分：昼食提供
- 13時30分：作業訓練

通所訓練の内容 2

14

就労訓練 (厨房業務)



- 日の隈寮厨房 (外部委託業者) での引膳業務
- 就労訓練開始前に厨房職員と作業内容を改めて協議
- 就労訓練工賃：時給300円
- A氏が休まれた際は入所者に代行を依頼

通所訓練の内容 3

15

施設内訓練 (午後の作業)



- 昼食後に職員と一緒に実施
- 1時間程度(工賃は発生せず)
- 作業内容：施設内の清掃、公用車の洗車、グラウンドの除草作業等

居宅訪問の内容

16

居宅訪問



自宅の様子や生活状況を確認(月1~2回)

- 居宅訪問：月1～2回
- アパート内の清掃
- 溜まったゴミやアルコールのビン・缶等の処分
- トイレ・浴室の備品補充
- 家具什器の修繕（網戸張替え、戸車補修、電球交換）等

居宅訪問の様子

17

アパートの環境整備



網戸の張替え



電球の交換

外出支援の内容

18

外出支援



外出支援の様子

- 行先: スーパー、銀行、散髪店等
- 目的: 買い物支援、小銭の両替え、散髪の促し
- その他、相談がある時や必要に応じて支援を行う

外出支援の様子 1

19

銀行外出支援



数千枚の小銭を両替え

散髪支援



格安の散髪店を紹介

1年間の実績

20

令和6年度4月～3月までの事業実績

- 通所回数：119回
- 厨房での就労訓練：119回
- 午後の施設内作業：101回
- 訪問指導：24回(清掃、ごみ回収、弁当配布)



本人へのヒヤリング

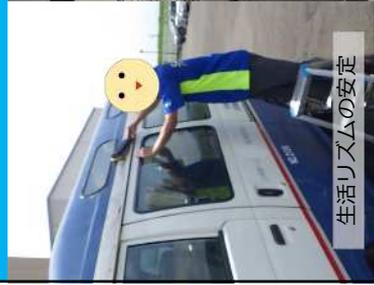
21

- 部屋が綺麗な状態が維持できおり、感謝している。
- 外出支援を受けたことで買い物や散髪に行くことができ助かっている。
- 65歳まで就労を続けたい。(現在63歳)



1年間の通所訓練の効果

22



福祉事務所との協議

23

- 福祉事務所にA氏の1年間の経過を報告
- A氏の継続支援が必要なため、通所期間の延長申請を行った



まとめ

24



- 元入所者ということもありスムーズに支援を行えた
- 「できること」、「できないこと」が明確化、ピンポイントの支援で在宅生活を継続できた

今後の展望

25

- 関係機関と連携し、引き続き通所利用者の地域生活をサポート
- 通所事業の取り組みを福祉事務所、自立支援センター、社協等に情報発信することでニーズを確保



救護施設の存在意義(必要性)をアピール

26

**ご清聴
ありがとうございました。**

令和7年度九州地区救護施設職員研究大会

「虐待」「権利侵害」の根絶に向けた
取組について

社会福祉法人 大分県社会福祉事業団
大分県溪泉寮 副寮長 滝口 裕子

社会福祉法人
大分県社会福祉事業団の紹介

- 1967年(昭和42年)に大分県の委託を受け、事業開始。
- 2004年～2005年(平成16～17年)にかけて、公立民営から民立民営となる。
法人設立58年目。



社会福祉法人
大分県社会福祉事業団の紹介

- 「救護施設」
- 「障害福祉サービス」
入所施設、在宅サービス、相談支援、
児童福祉系サービス、就労支援等。
- 「介護保険サービス」
平成30年度～特定施設入居者生活介護
⇒介護付き有料老人ホーム「八つ星の丘」
開所。
通所介護、障害福祉サービスのグループホームを併設。



大分県溪泉寮の紹介

- 定員 120名
- ご利用者平均年齢 69歳5か月
- 障害別割合 精神障がい 63.5%
生活障がい 15.6%
重複障がい 9.6%
知的障がい 8.7%
身体障がい 2.6%

大分県深泉寮の紹介




- 事業
 - 大分県深泉寮（保護施設通所事業、ほほえみショートステイ）
 - 併設施設・事業
 - 共同生活援助事業所けいせん（共同生活援助事業）
 - 福祉農園ハイデク
 - （就労移行支援、就労継続支援B型、就労定着支援）
 - 相談支援事業所ほほえみ
 - （特定相談支援、一般相談支援、自立生活援助、親なきあと相談）
 - けいせんプラザ
 - （無料低額宿泊所、短期入所、就労訓練事業、緊急一時保護、生活困窮者等に対する相談支援事業／おおいたくらしサポート事業、日常生活支援住居施設）

令和6年度「虐待根絶」に関する取組内容

- 法人全体での取組
- ① **サービス向上委員会**
- ② 階層別研修：虐待防止・部落差別等、人権研修
- ③ 支援力向上研修：強度行動障害フォローアップ研修
- ④ 「実践事例研修会」各所属での取組内容の共有



令和6年度「虐待根絶」に関する取組内容

- 大分県深泉寮での取組
- ① 研修内容
 - 虐待防止、人権、アンガーマネジメント、**ロールプレイ**
- ② 勉強会
- ③ 虐待防止チェックリスト
- ④ 虐待防止アンケート



「サービス向上委員会」での取組

令和6年度 サービス向上委員会での取組について

- サービスの質の向上に向けた取組及び検証
 - ② 会議等での「スピーチ」

○内 容 虐待防止に関することについて、自身の経験や考えを交えたスピーチ

○効 果 モチベーションの向上、意識改革、自己研鑽、職員一人ひとりの視点の活性化、サービスの質の向上等。

※令和6年12月まで 延べ360名実施。(法人内) 34名実施。(深泉寮)



各種委員会（サービス向上委員会）について

- 平成21年に発足
- 生涯にわたって志の高い、福祉人として生きる誇りのある事業団職員を育成することを目的として、当面の課題解決を図るため、意識改革や支援スキル向上を図るため、あるいは事業団の情報の発信のため、各種の委員会を設置する。(「職員育成各種委員会設置要綱」より)



令和6年度 サービス向上委員会での取組について

- サービスの質の向上に向けた取組及び検証
 - ① 「職員行動規範」のチェック
 - ② 会議等での「スピーチ」
 - ③ 小グループでの「勉強会」
 - ④ 「不適切な支援につながるためのヒヤリハット事例報告書」
- ご利用者・ご家族・職員の満足度の向上
 - ① ご利用者・ご家族へのアンケート実施
 - ② 各所属における課題改善に対する効果測定



令和6年度 サービス向上委員会での取組について

- サービスの質の向上に向けた取組及び検証
 - ① 「職員行動規範」のチェック（年3回実施）

○項目内容

1 支援にあたっての職員としての態度	16項目
2 ご利用者のプライバシーの尊重	5項目
3 ご利用者の自己決定と意思の尊重	5項目
4 ご利用者の生活環境の保障	2項目

※全28項目
※法人内全職員実施。



令和6年度 サービス向上委員会での取組について

- サービスの質の向上に向けた取組及び検証
- ③ 小グループでの勉強会
 - 内容
 - ・ 「行動規範チェック」の振り返り
 - ・ 「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」の確認
 - ※ 「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待類型（例）」の読み合わせ
 - 身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待




令和6年度 サービス向上委員会での取組について

- サービスの質の向上に向けた取組及び検証
- ③ 小グループでの勉強会
 - 職員の気づき
 - 「心理的虐待」における、支援者側の無意識で無自覚な言動が虐待につながる可能性の気づき
 - 障害者の意欲や自立心を低下させる行為
 - 交換条件の提示



令和6年度 サービス向上委員会での取組について

- サービスの質の向上に向けた取組及び検証
- ④ 「不適切な支援につながらないためのヒヤリハット事例報告書」の取組み
- 内容
 - 普及、使用している「ヒヤリハット（気づき）事例報告書」に、「適切な対応ができなかった場合」に、つながる可能性があった『虐待』について分類して記入し、防止策を考えた。
 - 実施方法
 - 「勉強会」で、「虐待類型」について学習した後、上記様式を活用して作成した。

※令和6年度 73件作成。（法人内）
9件作成。（源泉寮）




令和6年度 サービス向上委員会での取組について

- ご利用者・ご家族・職員の満足度の向上
- ① ご利用者・ご家族へのアンケート実施
- ② 各所属における課題改善に対する効果測定
- 内容
 - 10項目のアンケート実施。
 - ・ 職員の言葉遣いや態度、対応、身だしなみへの配慮、情報提供等。

※源泉寮は、ご利用者にアンケート実施。



「ロールプレイ研修」の実施

ロールプレイ研修の実施について

- 「人権・虐待防止について（ロールプレイ）」

内容

- ① 参加人数 3名を1グループとした。
- ② 役割分担 A利用者、B職員、C観察者
- ③ 性格等



- A利用者 内向的性格。嫌な思いを我慢する。
- B職員 一生懸命に仕事に取り組んでいると考えている。やや独りよがりな気質。普段は丁寧だが、余裕がなくなると平口になる。



ロールプレイ研修の実施について

- ④ 場面設定
 - ・ 場所 食堂（他に、ご利用者、職員が居る）
 - ・ ご利用者A 便で衣類が汚れていることに気づかず、食堂に居た。排便障がいがあり、排便がないことに苦しんでいる。内向的であり、職員に対し苦情が言えない。
 - ・ 職員B ご利用者A様に対し、平口で、大きな声で便で衣類が汚れているので更衣するよう伝える。
- ⑤ ロールプレイ実施後の話し合い
 - ・ ご利用者A 職員Bからの声かけで、どのくらい人格否定されたか等、受けた気持ちを発表する。
 - ・ 職員B 職員Bがこのような言動になった理由に本来、どうすべきだったか、また、職員Bがこのような言動になった理由について発表する。



ロールプレイ研修の実施について

- ご利用者A役 感想
 - ・ 皆の前で恥ずかしい。悲しい気持ちになった。周りの目が気になる。
 - ・ 大きな声で声かけされたことに驚き、怖かった。
 - ・ 何か言おうとしても、言える隙がない程、声かけされた。
- 職員B役 意見
 - ・ 一生懸命になりすぎて、配慮が足りなくなっただと思う。
 - ・ 更衣させないと、と一方的に必死になっただと思う。
 - ・ 食事の準備、服薬支援等もあり、心の余裕がなくなり、強い口調になったと思われる。
- 観察者C 意見
 - ・ 他のご利用者にも気を遣えるようにした方が良い。「心理的虐待」に繋がる。
 - ・ 周りのご利用者が「自分もAさんのようにされるかも。」という気持ちになると思った。



ロールプレイ研修の実施について

- 効果・考察
 - ① 言われた**ご利用者の気持ち**を「**体感**」し、同様な場面での再発防止につながる。
職員が**自主的に気をつける**ことができる。
 - ② **言った職員**の気持ちを「**想像**」して**場面の状況を分析**し、声をかけることができる。
 - ③ 観察者は、その場にいない「**周りのご利用者**」への**影響も考える**ことができました。



まとめ

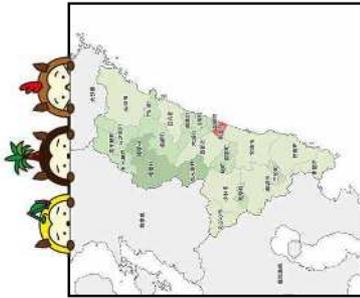
- ・職員一人ひとりが、何が「虐待」にあたるのか、共通認識をもつことが大切。
- ・「気づき」を共有できる職場づくりが不可欠。



令和7年度は、「ヒヤリハット（気づき）事例報告書」の積極的な提出及び改善への取組みを促進し、気づきを出しやすい環境づくりに努めています。



「虐待・権利侵害の根絶に向けた取り組み」



昭和35年
教護施設和光園（定員50名）を開設



昭和39年
教護施設清風園（定員50名）を受託



宮崎県社会福祉事業団 教護施設 清風園
支援員 甲斐 悠矢

宮崎県社会福祉事業団について

《戦後の社会福祉》

- 1945年 終戦
1946年 国により、公的扶助の原則（貧差別平等、公私分離、救済の国際責任、必要な救済を充足）が示され、(甲)生活保護法が制定。
1947年 日本国憲法公布 ※ 戦後進取の精神
1948年 児童福祉法の制定（養子の特別支援学級を含む） ※ 養育院も対象となる身体障害者福祉法の制定に着手。
1949年 更生人救済法～
1950年 身体障害者福祉法 ※精神保健福祉法（1985年改正）
1951年 社会福祉事業法 ※社会福祉法（2000年改正）
1960年 精神障害者福祉法（知的障害者福祉法）
1963年 老人福祉法
1964年 母子福祉法（母子及び父子並びに寡婦福祉法）

《宮崎県社会福祉事業団と清風園》

- 1959年 宮崎県社会福祉事業団が、宮崎県の支援を受けて設立。
1960年 教護施設和光園（定員50名）を閉園
1964年 緊急施設清風園を和光園に譲渡し、和光園（教護施設和光園）は知的障害者授産施設に変更
2006年 県立施設の経営委託が増えつつあった。宮崎県の公営企業により、全ての施設は譲渡され、現在は宮崎県社会福祉事業団が運営。



教護施設清風園の概要について

経営主体 社会福祉法人 宮崎県社会福祉事業団

○障害児・者支援施設 (3か所) ○児童養護施設 (1か所)
○知的障害者支援施設 (1か所) ○救護施設 (1か所)
○特別養護老人ホーム (2か所) ○障害老人ホーム (1か所)
○養護老人ホーム (1か所) ○障害福祉サービス事業所 (1か所)
○みやざき就業・生活支援センター ○発達障害者支援センター (3か所)

受託開始 1964年4月1日

定員 50名 ※取扱定員55名(内1名分は、緊急対応として空床としている)

実施事業 ①入所事業、②保護施設通所事業、③ホームレス一時保護事業、④DV等一時保護事業、⑤救護施設居宅生活訓練事業、⑥就労訓練事業 (計6事業)

教護施設清風園の利用者状況について

年齢状況

区分	20歳未満	20-29	30-39	40-49	50-59	60-69	70歳以上	計	平均年齢
男	0	0	0	0	4	9	20	33	69.7
女	0	0	0	0	2	7	8	17	68.4
計	0	0	0	0	6	16	27	50	69.3

（公認会計士監査済み）

障害状況

区分	身体	知的	精神	発達障害	重複障害	障害なし	計
男	2	7	11	1	0	0	21
女	0	5	9	0	1	2	17
計	2	12	20	1	1	2	43

在所期間

区分	5年未満	10～14年	15～19年	20年～24年	25年以上	平均期間
男	15	7	4	1	1	33
女	6	1	1	2	2	17
計	21	8	5	3	3	50

（公認会計士監査済み）

法整備と制度の充実

《世界人権宣言》
 世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めた、初の国際的に人権保障の目標や基準をうたったもの。

《日本国憲法》
 第3章「国民の権利及び義務」(10～40条) 条文
 《生活保護法》
 日本国憲法第25条の「生存権」の理念に基づいた法律
 《障害者権利条約》
 障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的

- ・ 2011年 障害者基本法の改正
- ・ 2012年 障害者総合支援法
- ・ 2013年 障害者虐待防止法、障害者差別解消法

➤ 2006年 国連採択、2007年 日本署名 一国内法整備～2014年 批准



施設内虐待について (高齢者虐待)

令和4年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき対応状況等に関する調査結果 (厚生労働省 Press Releaseより)

■ 介護施設従事者等 (※) による虐待
 ※ 介護老人福祉施設、居宅サービス事業等の業務に従事する者

- 相談・通報件数は、2,795件 (対前年度405件(16.9%)増)。 ※過去最多で2年連続増加
- 虐待判断件数は、856件 (対前年度117件(15.8%)増)。 ※過去最多で2年連続増加
- 相談・通報者の内訳は、当該施設職員 (27.6%) が最も多く、当該施設管理者等 (15.9%)、家族・親族 (15.5%) の順。
- 虐待の種類は、身体的虐待 (57.6%) が最も多く、心理的虐待 (33.0%)、介護等放棄 (23.2%)、経済的虐待 (3.9%)、性的虐待 (3.5%) の順。
- 虐待の発生要因は、教育・知識・介護技術等に関する問題 (56.1%) が最も多く、職員のストレスや感情コントロールの問題 (23.0%)、虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等 (22.5%) の順。
- 施設・事業所の種別は、特別養護老人ホーム (32.0%) が最も多く、有料老人ホーム (25.3%)、認知症対応型共同生活介護 (グループホーム) (11.9%) の順。
- 虐待等による死亡事例は、8件 (8人)。



施設内虐待について (障がい者虐待)

令和4年度障害者虐待対応状況調査 < 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待 > (厚生労働省資料より)



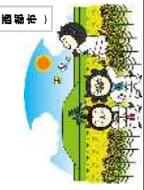
近年、高齢者・障がい者ともに、福祉施設の職員による虐待事案は増加傾向！

施設内虐待の主な要因の整理

1. 職員への教育の不足や、職員の知識や技術の不足
2. 職員のストレスや、感情のコントロール
3. 倫理観や理念の欠如
4. 運営体制や組織風土の問題
5. 人手不足や業務の多忙さ
6. 施設の閉鎖性や外部監視の不足 など



上記の様々な要因が、単独または複雑に絡み合うことで、虐待が発生する。



法人理念と職員倫理綱領

理念

高専の理念は「社会に貢献する」
 利用者の自己実現を支援し
 社会に貢献する一人ひとりの成長と
 高専の発展を促すこと

公益財団法人 高専協会 職員倫理綱領

職員倫理綱領

職員倫理綱領
 職員は、法人理念に基づき、利用者へのサービス提供に努め、自己の成長と高専の発展を促すことを目指す。また、社会に貢献する一人ひとりの成長と高専の発展を促すことを目指す。

法人理念の浸透と施設職員としての倫理感が薄れることを防ぐ目的。
 職員倫理綱領を、毎朝の申し送りの最後に、当番の職員が音読し、「本日もよろしくお願ひします。」の号令で1日の業務開始！

部外書 (日南市)



清風園の行動規範

職員行動規範

職員行動規範
 職員は、法人理念に基づき、利用者へのサービス提供に努め、自己の成長と高専の発展を促すことを目指す。また、社会に貢献する一人ひとりの成長と高専の発展を促すことを目指す。

日常的に使用している職員必携は、目に付きやすい！
 各年度、「清風園職員必携」を更新し、法人の経営方針から清風園の管理規程、年間事業計画、利用者情報、各種マニュアル等を綴じて全職員へ配布している。「清風園職員必携」の中には、「法人理念」「職員倫理綱領」「清風園職員行動規範」「利用者支援の原則」「全教協の救護施設の基本理念と実践目標」を綴じており、日頃から人権擁護に関して、業務の中で目に触れやすくしている。

職員必携 (日南市)



入職時の誓約書

誓約書
 職員は、法人理念に基づき、利用者へのサービス提供に努め、自己の成長と高専の発展を促すことを目指す。また、社会に貢献する一人ひとりの成長と高専の発展を促すことを目指す。

誓約書
 職員は、法人理念に基づき、利用者へのサービス提供に努め、自己の成長と高専の発展を促すことを目指す。また、社会に貢献する一人ひとりの成長と高専の発展を促すことを目指す。

部外書 (日南市)



毎月のチェックリスト

項目	内容
1	職員倫理綱領の読み直し
2	法人理念の読み直し
3	職員行動規範の読み直し
4	利用者支援の原則の読み直し
5	全教協の救護施設の基本理念と実践目標の読み直し
6	職員必携の読み直し
7	職員必携の更新
8	職員必携の配布
9	職員必携の回収
10	職員必携の保管
11	職員必携の廃棄
12	職員必携の再配布

職員の自己チェック！

毎月、人権擁護に係るチェックリストを職員個々人が記載し、人権担当者へ提出する。
 役付き職員は、職員と利用者に対し、「目配り・気配り・心配り」を常としているため、疑義が生じた場合は、個別に面談し、必要な場合は指導を行っている。

部外書 (日南市)



人権月間（9月・2月）

当法人では、9月を人権啓発の強化月間としており、施設長が全利用者及び全職員との人権に係る聞き取りの面談を実施。（2月においても利用者及び職員との面談を実施。）



面談では、「人権擁護に係るチェックリスト」との整合性を確認。

《 9月を人権啓発の強化月間 》

法人…全職員に標語・ポスター募集。受賞作品をポスターにし、全施設にて玄関や職員室に掲示。受賞者は、12月の創立記念式典で表彰される。
清風園…利用者から標語を募集し、受賞作品を食堂へ掲示。受賞者は年度末に表彰。



【令和6年度受賞作品】
・おもいやる心、今日も皆さんが笑顔になれますように（53歳 男性）
・食べながら健康第一（75歳 男性）
・みんなで仲良く、あいさつを！（78歳 男性）

人権研修

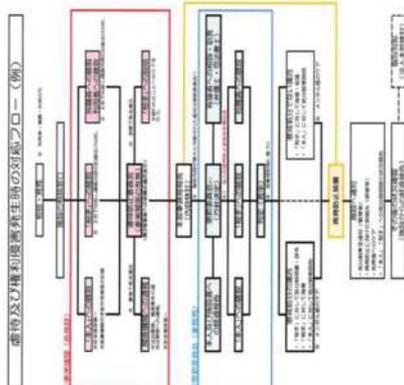
人権擁護推進委員会にて人権研修のテーマを決め、毎月の職員会で研修実施。

実施日	内容	実施月	対象
4月	・差別的な言葉や表現について ・多岐について（情報）	10月	・LGBT研修会（健幸）
5月	・なぜ虐待が起こるのか ・「子育て支援」について（情報）	11月	・介護研修について
6月	・性の多様性について ・障害者虐待（虐待予防情報）	12月	・自殺に関わる人権について
7月	・人権啓蒙及び不適切な表現の再普及 ・共生社会構築（活動）	1月	・利用者部監事会 ・ケアの人間関係（情報）
8月	・人権強化月間に沿っての確認	2月	・DV「男性被害」について
9月	・障害者差別撤廃法改定後強化検討 （関係会議資料）	3月	・人権相談所開設 （宗城地方協議所等々各部門）

職員会議 職員研修



最後に・・・



- ＜虐待に係る事業者生員の対応（例）＞
1. 利用者の安全確保
 2. 事実確認（聞き取り及び利用者の本人・相手への個別聴取）
 3. 事実が確認された場合は関係機関へ報告（発生時に通報している場合は経過報告）
 4. 法人本部で虐待委員会の設置（規定）
 5. 委員会（関係弁護士等の有識者への充分の事実確認・相談）
 6. 被害防止の措置
 7. 経過観察
 8. 経過観察



各部署長（各部署）



新しい生活様式で豊かな 園生活を送るために

介護施設 よみたん介護園
生活指導員 宮里 健太
管理栄養士 吉田 萌々

施設概要

昭和52年4月22日 開園（入所定員52名）
 昭和55年4月1日 入所定員100名へ増員

沖縄県の中郡に位置する勝谷村にある。その勝谷村は、面積35.28km²、人口：約42,000人と日本で一番人口の多い村とし、真シナ海を眼下に望む場所にあります。

当園利用者の年齢構成

令和7年4月1日現在

性別	区分	年齢							平均年齢
		20歳未満	20	30	40	50	60	65	
男	0	0	0	3	4	5	28	51	66.0
女	0	0	0	1	4	7	25	41	71.3
計	0	0	0	4	8	15	53	92	67.0
比率	0%	0%	0%	4.3%	8.6%	16.3%	57.8%	100%	

最高・最少年齢
 男性最高年齢 91歳 男性最少年齢 41歳
 女性最高年齢 97歳 女性最少年齢 48歳

当園利用者の日常生活の動作状況

令和7年4月1日現在

利用者数	食事			起座			立ち上がり			排泄		
	自立	介助部	介全面	自立	介助部	介全面	自立	介助部	介全面	自立	介助部	介全面
92	55	34	3	88	2	2	86	4	2	57	17	8
割合(%)	60%	37%	3%	96%	2%	2%	93%	4%	2%	62%	18%	9%

利用者数	着脱衣			入浴			歩行			体位交換		
	自立	介助部	介全面	自立	介助部	介全面	自立	介助部	介全面	自立	介助部	介全面
92	60	29	3	48	41	3	70	9	13	87	3	2
割合(%)	65%	32%	3%	52%	45%	3%	76%	10%	14%	95%	3%	2%

当園が行っている日課活動①

日課活動紹介 ▶ 講師の皆様にもご協力を頂きながら活動しています。

農耕園芸



創作活動



生け花



当園が行っている日課活動②

陶芸教室



療育音楽



体幹トレーニング



ズンバ



PTリハビリ訓練



他、フットケアマッサージ



課題……

『利用者の本音』?

- 人が多すぎて参加しづらい。
- 参加したいと思う活動がない。
- 少人数での活動に参加したい。
- 地域に出て活動したい。

『職員の本音』?

- コロナ時期から活動が減った為、利用者の体力、筋力、気力等低下している。
- 利用者の参加意欲が低下した。
- 職員数に欠員がある為十分に活動参加が出来ない。
- 近隣の精神科病院がない為デイケアに通えない。
- 利用者が地域移行を億劫としている。

利用者が日々の楽しみをみつけ、生きがいを感じられる社会資源で活用できる場所はないか……

▶

地域活動支援センター

地域活動支援センターとは

障害者に対し、創作的活動や社会との交流などの機会を提供する機関

障害者などを対象とし、地域の実情に応じて創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などのサービスを提供する通所施設です。事業形態により仕居に対するボランティアの育成、また、就労のための社会適応訓練などを行っているところもあります。

このうち、精神保健福祉士などが医療、福祉や地域の住民のボランティア育成などに努めるI型、作業療法士（OT）などが機能訓練や社会適応訓練などに努めるII型、地域の障害者団体などが通所による居費事業を実施するIII型があります。

利用者が地域に出て、体を動かし、創作的活動、生産活動に参加することで社会との繋がりを深め、生きがいを感じてほしい！

当園利用者が通所している 地域活動支援センター

一般社団法人
うちなーからはーい

障害がある方の日中の活動をサポートするサービスです

障害者総合支援法にもとづく、障害のある人を対象に日常生活上の困りごと相談や就労支援を行っています。体力向上、対人関係スキルの上支援、生きたまま支援を中心に、安心・安全な居場所や居場所の場を提供しています。

読谷村地域活動支援センターみづ葉



- 1 専ら心して行うことで、障がいのある人、バリアフリー（イン）ターネット等、の障がい、目上施設など
- 2 スキルアップ活動、バーベキュー交流会、市民会等、市民会等、開かされるなど
- 3 レクリエーション活動の企画や仲間や活動との交流の場の提供
- 4 福祉サービスへの紹介や利用に際した補助、日常生活に役立つ活動の提供
- 5 就業支援に関する情報提供やサポート
- 6 体験学習等の他校や園遊会等、運動などについてのご相談
- 7 自立に向けた生活態度での指導や企業見学・就業体験についてのご相談
- 8 障がい者に限らず、障がいのある方のための活動に向けた支援や後援の受け付けを行います。
- 9 活動時間、活動場所の確保等、活動時間と場所を共有し、活動の進行、向上に向けた支援を行います。

※各事業所のHPより抜粋し掲載しています。

ケース1：対人関係が不安な利用者

- 氏名 N・T様 女性 63歳
- 体重 44.5kg BMI 20.23 普通
- 活動性 対人関係や体調不良により不安発作あり
- 既往歴 膀胱脱
- 現病歴 前頭側頭型認知症・パニック症候群

一般社団法人
うちなーからはーい

当園利用者が参加したアート作品集 ↓



ケース2: 活動性が極端に少ない利用者

- 氏名 M・S様 男性 74歳
- 体重 69.1kg BMI 25.54 普通
- 活動性 居室にいる時間が長く、活動性が低い
- 既往歴 高血圧
- 現病歴 高次脳機能障害

読谷村地域活動支援センターみつ葉



★11:30からの活動★
利用者全員で室内清掃
掃除機でマット掃除・
テーブルや椅子の拭き
上げ等を行っています。



クリスマス、忘年会室内ゴルフのレクを的とらえたり、ハイキング形式で用意した食事を皆さんと楽しみました。



スツバイマン工場見学
糸満までの遠出でしたが利用者の皆さんと
一日、外出活動を楽しんでいま
した。



月1開催の折り紙教室
指先を器用に動かし参加しています。

日々の楽しみを見つける為の行事



収穫祭「レタスでスムージー」

収穫祭「きゅうりで色んな味付け」

収穫祭「ずいか割りを楽しむ」

日々の楽しみを見つける為の行事



「秋桜畑」

「KFC」

「開あめパーティー」

「カシューパーティー」

「ハゼータイム」

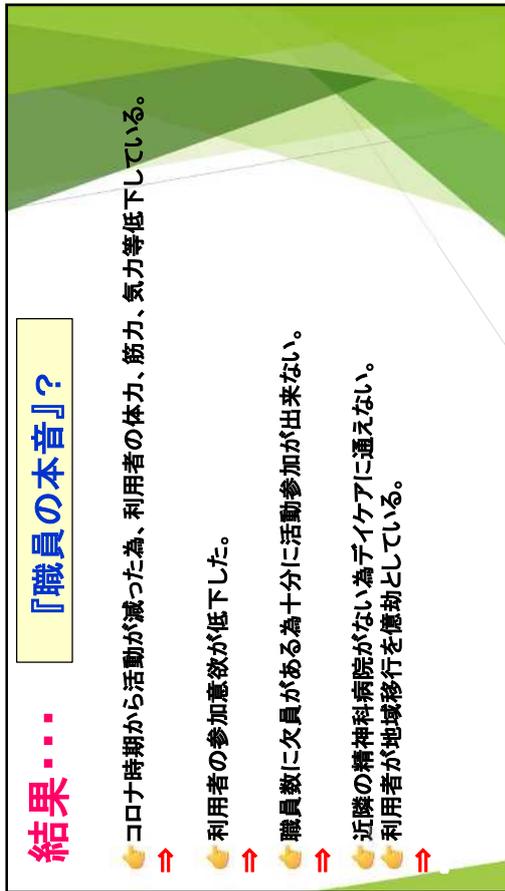
「初詣」



地域との交流

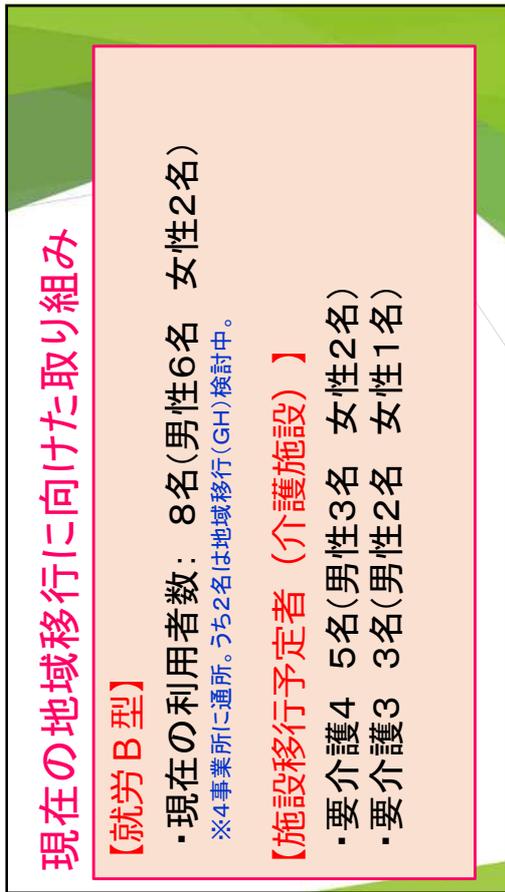
結果・・・ 『利用者の本音』？

- 👉 人が多すぎて参加しづらい。
- 👉 少人数での活動に参加したい。
- 👉 参加したいと思う活動がない。
- 👉 地域に出て活動したい。



結果・・・ 『職員の本音』？

- 👉 コロナ時期から活動が減った為、利用者の体力、筋力、気力等低下している。
- 👉 利用者の参加意欲が低下した。
- 👉 職員数に欠員がある為十分に活動参加が出来ない。
- 👉 近隣の精神科病院がない為デイケアに通えない。
- 👉 利用者が地域移行を臆拠としている。



現在の地域移行に向けた取り組み

【就労B型】

- ・現在の利用者数： 8名(男性6名 女性2名)

※4事業所に通所。うち2名は地域移行(GH)検討中。

【施設移行予定者（介護施設）】

- ・要介護4 5名(男性3名 女性2名)
- ・要介護3 3名(男性2名 女性1名)

まとめ



- 行事内容を工夫する事で、職員と利用者の会話も増え行事、活動への参加者数が増えた。
- 地域の各事業所と繋がることで情報提供及び情報共有することで良い支援に繋がる。
- 地域活動支援センターに通所する利用者からの情報で「就労は無理かもしれないが、通いたい」と言ってくる利用者がいた。
- 地域移行、施設移行に対する認識が深まった。

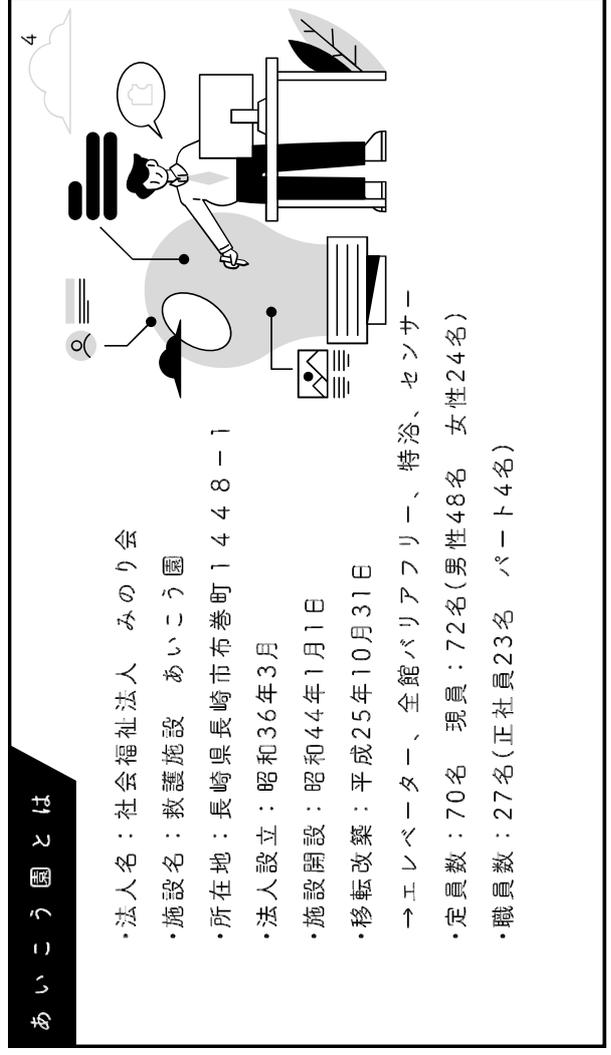
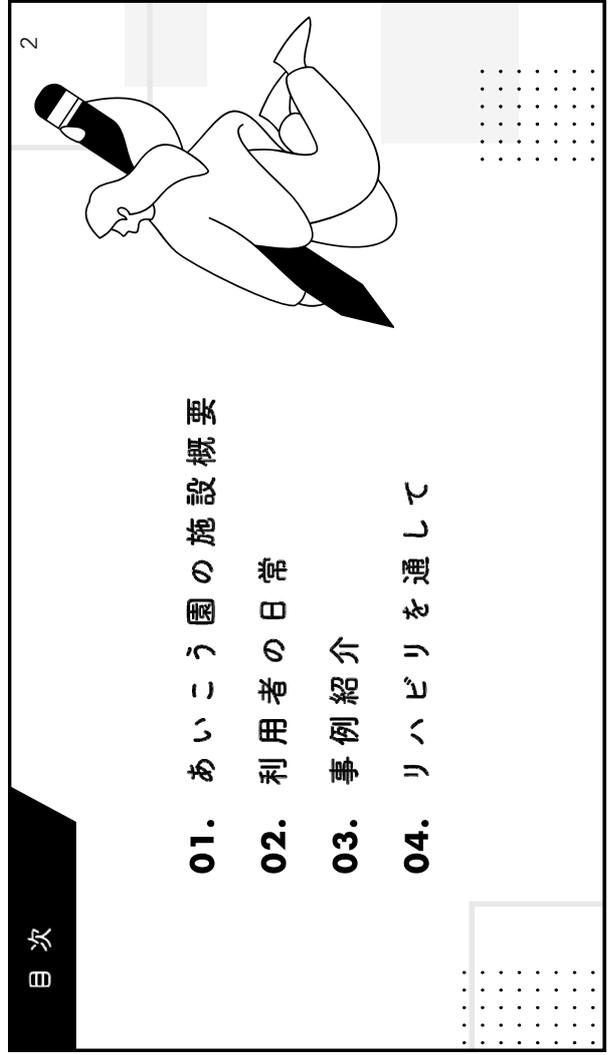
おわりに



利用者のニーズを考え、日課活動を工夫したり見直す事で活動性・ADL維持への取り組みはもちろん、少しでも利用者の笑顔が増え楽しんでもらえることを改めて実感しました。「新しい事を試して反応をみる」のも意外な一面を共有し充実した生活を送って頂ける事を学びました。これからも新しい活動、地域移行に向けた取り組みを模索しながらより良い支援ができるよう継続して取り組んでいきたいと思えます。

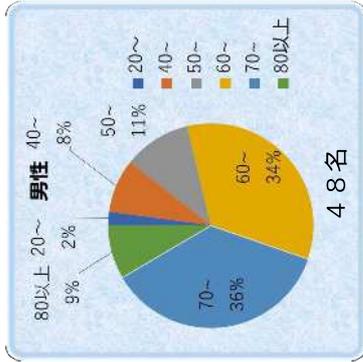
ご清聴ありがとうございました。





入所者状況

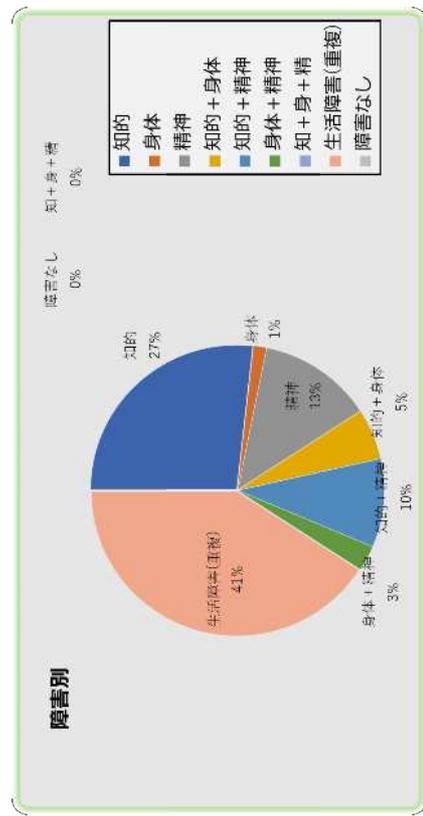
5



平均年齢 67歳 最高年齢 95歳 最低年齢 25歳

障害状況

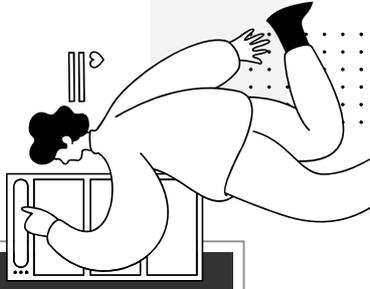
6



※重複障害の方も含まれた人数の合計を全入所者数で除した数の為、合計は100%にはなりません。

02

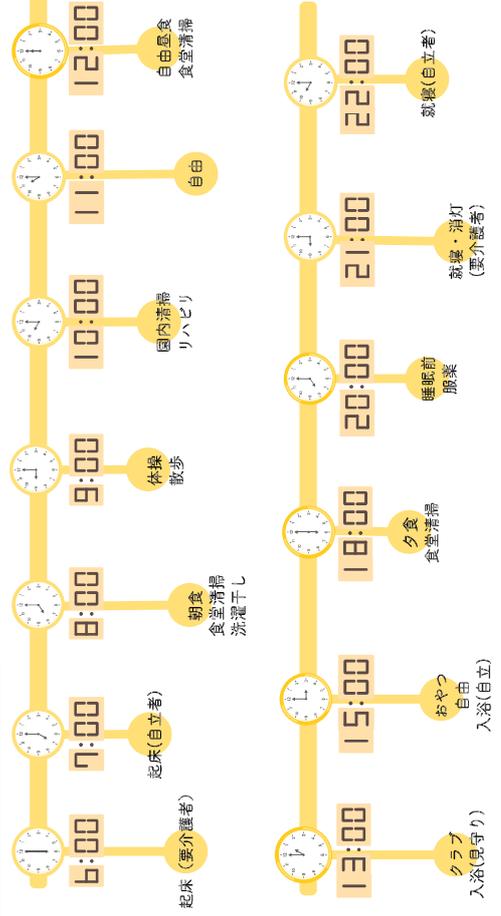
利用者の日常



7

スケジュール

8





・リハビリ
→利用者の身体状況を確認し、筋力低下やADL低下を防ぐ為に行っています。



・自由時間
ホールに集まり、利用者同士での話し合いやテレビを見て過ごされています。(写真は体操をしているところです)



・訓練
日常生活機能向上に向けての取り組み(各所の掃除や、洗濯物干し・たたみを行っています)



・クラブ
塗り絵や貼り絵などの活動を通じて、指先の器用さや細かい作業の能力を高めることを目的としています。

施設内を自分の足で歩きたい



氏名：Aさん
年齢：70代前半
性別：女性
診断：甲状腺機能低下症、高脂血症
既往症：甲状腺右葉切除術、リンパ管清術

対応すべき生活課題

・車椅子で移動を行っている。
・日中ベッド上や車椅子で過ごしている為、筋力、体力の低下がみられる。
・筋力、体力、体力の低下により移乗時などバランスが不安定。

1

短期ゴール
・意欲の向上。

2

長期ゴール
・介助ありの歩行。
・立位で2分間の保持。

3

リハビリテーションプログラム
・施設内の歩行自立。



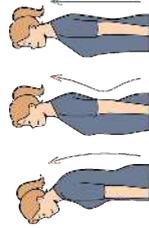
プログラム	1週	2週	3週	4週	5週
歩行訓練					
下肢筋力トレーニング					
関節可動域訓練					
段差昇降					

課題解決は予定

週	実施内容
1週	歩行訓練で歩行のペースを慣らしながら歩行を行う5分5分ずつ、互いの補助が得られる
2週	歩行訓練での歩行のペースを慣らしながら歩行訓練、互いの補助が得られる
3週	下肢筋力トレーニングにより歩行のペースを助成し歩行訓練
4週	関節可動域訓練から歩行訓練までの歩行ペースを助成し歩行訓練
5週	

①歩行時に目線が下を向いた状態で、膝関節が曲っている。
→目線が下を向いた状態で歩いている為、前傾姿勢、膝関節が曲っている為、足の上げが低く転倒リスク高い
②体力の減少あり。(本人は自覚なし)
→本人の自覚がない為、歩行訓練を行っても体感を取らない為、体力の限界がくると転倒または、関節の痛みを生じる。

・自転車エルゴメーター等を使用しリハビリを行う
→体力の向上を図る
・立位で正しい姿勢の状態を3分間保つ
→耳、肩、骨盤、膝、足指が一一直線上になるよう姿勢を保つ



リハビリ前

- ・車椅子での生活に慣れてしまった
- ・移動の際はナースコールを押し、職員に任せていた。
- ・車椅子がベッド上での生活になって筋力・体力低下に繋がっていた。



リハビリ後

- ・車椅子を使用せず歩行が出来るようになった。
- ・最近、笑顔が見られ活動的になってきた。



リハビリを通して
 利用者自身が困難な動作を少しづつでできるようになり、喜びと自信に繋がってきている。

※写真はご利用者の了解の元、使用しております

歩行訓練



下肢筋力トレーニング



関節可動域訓練

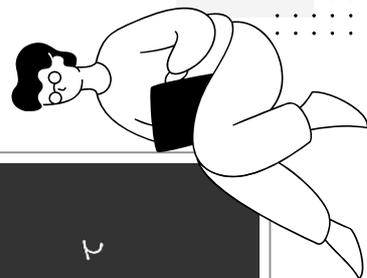


段差昇降



04

リハビリを通して



ご清聴ありがとうございました
Thank you!

分 科 会

【日 時】

令和7年7月3日（木）

14時45分 ～ 16時45分

【会 場】

第1分科会 本館2階 眺鶴

第2分科会 本館地下1階 出島B

第3分科会 本館地下1階 出島A

第4分科会 本館1階 観鶴

<第1分科会>

【会場】 眺鶴（本館2階）

『個別支援計画書を活用した取り組み』

係名	施設名	参加者氏名	役職名
幹事	菊池園	富田 竜二	施設長
コーディネーター	しみず園	真崎 靖行	園長
受付	彦山の森	松本 奈美	介護リーダー

テーブルNo. A

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	福岡県	愛の家	山田 英彦	施設長	
2	福岡県	第2優和園	坂本 旭	主任指導員	
3	福岡県	ひびき園	小関 長次郎	リーダー	
4	長崎県	あじさい	満野 勝己	支援員	
5	熊本県	真和館	平畑 佳朗	総務課長	
6	沖縄県	いしみね救護園	城間 健司	精神保健福祉士	
7	沖縄県	よみたん救護園	金城 善史	管理課長	

テーブルNo. B

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	福岡県	第2優和園	岡田 晋治	指導員	
2	福岡県	ひびき園	西尾 理恵	副主任	
3	佐賀県	しみず園	池田 遙	主任生活支援員	
4	長崎県	あいこう園	藤尾 照人	主任	
5	大分県	光明寮	首藤 ひろみ	支援員	
6	熊本県	天草園	沼田 博道	介護支援員	
7	熊本県	菊池園	櫻庭 圭祐	介護支援員	意見発表（第1分科会）

テーブルNo. C

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	福岡県	仁風園	古賀 大貴	指導員	
2	福岡県	第2優和園	高津 元利	指導員	意見発表（第1分科会）
3	佐賀県	かんざき日の隈寮	永田 悠宇	生活支援員	
4	長崎県	彦山の森	松本 奈美	介護リーダー	受付
5	熊本県	千草寮	片山 恒輝	主任生活支援員	
6	熊本県	友愛会銀杏寮	森山 美南	介護職員	

(テーマ) 『個別支援計画書を活用した取り組み』

救護施設における個別支援の質を高めるために、個別支援計画を活用し、利用者の自立支援に結びつけていくための取り組み等について

<しみず園>

- 各施設において個別支援計画の記入方法や文言の統一など、具体的に設定されているルールがあれば参考にしたい。
- 意思疎通が困難な利用者の支援に対して、どのように個別支援計画に落とし込み実施しているか、事例があれば参考にしたい。

<あいこう園>

- 作成しなければならない書類が多く、「作る」作業に追われている印象があり、ほかの施設ではどのように運用、作成をされているのかお尋ねしたい。
- 達成度について、数値化できないものをどう判断しているのか、どの時点において達成とされているのかお尋ねしたい。
- 施設（利用者）によって自立支援というより、現状維持、安定が目標になることもあり得るが、アセスメント、現計画書でまかなえない範囲が出てくるのではないかと。そのような場合、どのように対応しているかお尋ねしたい。

<菊池園>

- 入所者の非現実的なニーズに対して、長期の支援を要する可能性がある際に、ニーズと支援内容の整合性が図れないことがある。そのような場合、他施設においてどのように対応しているかお伺いしたい。

<第2分科会>

【会場】出島B（本館地下1階）

『利用者の地域生活への移行に向けた取り組み』

係名	施設名	参加者氏名	役職名
幹事	かんざき日の隈寮	大島 毅	施設長
コーディネーター	第2優和園	和田 徳行	施設長
受付	あいこう園	赤岩 真澄美	生活支援員

テーブルNo. A

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	福岡県	愛の家	岡村 ひとみ	支援員	
2	長崎県	あいこう園	赤岩 真澄美	生活支援員	受付
3	長崎県	あじさい	松田 明美	支援員	
4	大分県	光明寮	廣田 野志	主任指導員	
5	熊本県	菊池園	永田 雄二	介護支援員	
6	熊本県	真和館	藤本 知彦	施設長	
7	沖縄県	いしみね救護園	上里 育子	園長	

テーブルNo. B

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	福岡県	野の花	徳安 栄子	通所事業責任者	
2	福岡県	仁風園	山田 裕隆	指導員	
2	長崎県	彦山の森	松下 大輝	理学療法士	
3	熊本県	天草園	蒔本 健作	生活支援員	
4	熊本県	野坂の浦荘	高田 暁仁	生活支援員	
5	熊本県	真和館	藤本 美和子	副施設長	意見発表（第2分科会）
7	宮崎県	すみよし	塗木 美弥	生活支援課長	

テーブルNo. C

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	佐賀県	かんざき日の隈寮	田中 貴大	入所課係長	
2	佐賀県	しみず園	松本 円花	生活支援員	
3	長崎県	彦山の森	木谷 光	生活指導員	
4	熊本県	千草寮	山崎 奨悟	主任介護支援員	
5	熊本県	友愛会銀杏寮	森野 貴恵	相談員	
6	沖縄県	よみたん救護園	吉田 萌々	管理栄養士	

懸案事項 ～第2分科会～

(テーマ) 『利用者の地域生活への移行に向けた取り組み』

入所時点から地域生活への移行を目標として、そのための生活能力向上の場として施設を利用する利用者のニーズをできる限り実現するため、救護施設が行う地域生活関係事業の一層の充実に向けた取り組みについて

<しみず園>

- ・他法、他政策などの活用や事例を参考にしたい。
- ・地域移行の希望と本人の能力が伴わない利用者への支援はどのようにしているのか具体的な事例を参考にしたい。
- ・移行後の取り組み（保護施設通所事業の取り組み）について、具体的事例を参考にしたい。

<あいこう園>

- ・居室の掃除、食事、金銭管理など自己管理が難しい利用者への支援の方法、日々起こる課題への対処法、取り組み事例等を伺いたい。
(現在：掃除、買物など声掛けを都度行いながら地域移行支援中)
- ・居宅生活訓練事業担当者として社会資源との関わりなどあれば伺いたい。

<菊池園>

- ・居宅生活訓練事業を実施中であるが、訓練実施前に施設生活の中で行う支援や訓練等の内容について各施設の状況を知りたい。

<野坂の浦荘>

- ・服薬管理について、個人で状況は異なると思われるが、実際にはどのように管理・確認されているか。
- ・金銭管理について、自己での管理の為にどのような点に注意されているか。
- ・地域の方との接点・交流の機会等、具体的にどのような事をされているか。
- ・就労先について、障害者手帳を取得されていない方の就労についてどのように支援されているか。

<すみよし>

- ・一般就労先との連携（退所後も含め）を、どのように図っているか教えていただきたい。

<第3分科会>

【会場】出島A（本館地下1階）

『虐待・権利侵害の根絶に向けた取り組み』

係名	施設名	参加者氏名	役職名
幹事	千草寮	片山 博之	施設長
コーディネーター	光明寮	岩崎 里恵	施設長
受付	あいこう園	尾川 春加	生活支援員

テーブルNo. A

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	福岡県	野の花	岩田 吉史	施設長	
2	長崎県	彦山の森	瀧口 実	事務長	
3	熊本県	友愛会銀杏寮	坂本 政治	施設長	
4	宮崎県	清風園	落合 光一	施設長	
5	宮崎県	すみよし	富永 輝美	施設長	
6	沖縄県	よみたん救護園	譜久原 園子	園長	

テーブルNo. B

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	佐賀県	しみず園	成富 俊彦	支援課長	
2	長崎県	あじさい	森田 和哉	看護職員	
3	大分県	渓泉寮	滝口 裕子	副寮長	意見発表（第3分科会）
4	大分県	光明寮	河野 真弓	主任看護師	
5	熊本県	真和館	草野 由紀子	生活支援員	
6	宮崎県	すみよし	小川 信一	生活支援員	

テーブルNo. C

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	佐賀県	かんざき日の隈寮	天本 薫	生活支援員	意見発表（第2分科会）
2	長崎県	彦山の森	林田 剛	介護職員	
3	長崎県	あいこう園	尾川 春加	生活支援員	受付
4	熊本県	千草寮	澤田 憲宏	介護支援員	
5	熊本県	野坂の浦荘	森 孝子	生活支援員	
6	宮崎県	清風園	甲斐 悠矢	介護職員	意見発表（第3分科会）

懸案事項 ～第3分科会～

(テーマ) 『虐待・権利侵害の根絶に向けた取り組み』

虐待・権利侵害の根絶に向けて、すべての関係者が「我がこと」として受け止め、さらなる人権尊重・尊厳保持を目指すために必要な取り組みについて

<しみず園>

- ・虐待や権利侵害の早期発見や防止の為、施設内でどのような仕組み、ルールを設けているのか参考にしたい。(職員への教育・教習のあり方)

<あいこう園>

- ・「ちょっと待っててください」や「～してください」等、つい声掛けをしてしまうことがある。各施設で取り組んでいるスピーチロック防止対策などあればお聞きしたい。
- ・不適切と思われる対応やグレーゾーン事案について、職員間で注意・対応していることなどあればお聞きしたい。

<野坂の浦荘>

- ・虐待・権利は主に入所者に対して言われるが、逆に職員に対しての暴言・暴力についてどう考えられているか。また、どのような対応をされているか伺いたい。
- ・入所者からの暴言・暴力があった場合の対応はどうしているのか。
- ・各棟2か所に入所者苦情BOXを配置し、苦情解決委員会(年1回)を実施しているが、苦情の記入をしてあることがない。他施設ではどんな対応で行っているのか伺いたい。
- ・担当による月2回の「会話の時間」を実施しているが、他施設では担当との話し合い、入所者の悩み等はどうしているのか伺いたい。
- ・メンタルヘルスケア(職員)を年3回実施しているが、他施設では行っているのか。また、どんなことをしているのか伺いたい。

<すみよし>

- ・虐待の背景のひとつとして、職員の過労、ストレス、人手不足などがあるが、この問題に対して何か取り組まれている施設があれば知りたい。
- ・虐待・権利侵害に対しての職員の意識改革の方法と課題が知りたい。虐待行為につながる対応が見過ごされることがある。対応策や取り組み等が知りたい。

<第4分科会>

【会場】 観鶴（本館1階）

『施設生活を豊かにする取り組み』

係名	施設名	参加者氏名	役職名
幹事	しらがね寮	早田 愛一郎	施設長
コーディネーター	野坂の浦荘	永山 博久	施設長
受付	あじさい	宮川 寛貴	事務長

テーブルNo. A

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	長崎県	あじさい	宮川 寛貴	事務長	受付
2	熊本県	友愛会銀杏寮	田中 小百合	介護職員	
3	熊本県	野坂の浦荘	岡田 康昭	生活支援員	
4	宮崎県	すみよし	片山 典子	生活支援員	
5	鹿児島県	ときわの丘	松永 幸二	施設長	
6	沖縄県	よみたん救護園	宮里 健太	生活指導員	意見発表（第4分科会）

テーブルNo. B

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	福岡県	仁風園	安田 美奈	准看護師	
2	長崎県	あいこう園	高比良 久代	看護師	
3	大分県	光明寮	佐藤 恵	栄養士	
4	熊本県	野坂の浦荘	黄木 留美	主任栄養士	
5	熊本県	真和館	高谷 厚	生活支援員	

テーブルNo. C

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	福岡県	愛の家	藤井 智	支援員	
2	佐賀県	かんざき日の隈寮	古賀 由紀子	看護係係長	
3	長崎県	彦山の森	平野 祥子	管理栄養士	
4	熊本県	千草寮	髙田 真吾	介護支援員	
5	宮崎県	清風園	荒川 直子	看護師	
6	宮崎県	すみよし	長友 楠佳	管理栄養士	

テーブルNo. D

	県名	施設名	参加者氏名	役職名	備考
1	福岡県	野の花	板坂 健吾	支援員	
2	佐賀県	しみず園	丸田 佳乃羽	生活支援員	
3	長崎県	あいこう園	草野 将彦	生活支援員	意見発表（第4分科会）
4	大分県	渓泉寮	平野 祐一	支援員	
5	熊本県	天草園	橋田 佐和子	介護支援員	
6	熊本県	菊池園	津田 幸代	生活支援員	

(テーマ) 『施設生活を豊かにする取り組み』

施設で行われる行事やレクリエーション活動等は、利用者の生活にくぎりや変化、あるいは利用者の相互の親睦など様々な効果をもたらしている。コロナ禍で進化させた活動等について

<くしみず園>

- ・レクリエーションで気を付けていること、意識をしていること(目的)があれば参考にさせていただきたい。
- ・利用者の生活を豊かにする為の具体的な取り組みがあれば参考にしたい。

<あいこう園>

- ・利用者の生活を豊かにするためにどのようなレクリエーションや行事を実施しているのかお聞きしたい。
- ・利用者の高齢化に伴い能力、筋力の低下がみられるが、各施設ではどのようなアプローチをしているのかお聞きしたい。
- ・活動等に参加したい方、嫌々参加する方など様々と思いますが、どのような対応をしているのかお聞きしたい。
- ・安心して施設生活を送るために救護施設における介護職と看護職の関わり等についてお聞きしたい。
- ・看護職に求めるもの、介入してほしい事等、各施設の状況をお聞きしたい。
- ・感染症対策への取り組みについてお聞きしたい。

<菊池園>

- ・レクリエーション活動の対象者及び内容について、活動内容による費用面での偏り等はないか。入所者に対する事業費の公平な配分に向けての工夫や、そのような配慮の必要性の有無について意見を伺いたい。

<野坂の浦荘>

- ・スポーツ・文化活動・各種行事・旅行などの活動は、コロナ禍後感染対策をしながら計画を立て実施しているが、年々、積極的に参加する利用者が少なくなっている状況。飽きさせず参加率を上げる取り組みや高齢者にも喜ばれる活動があれば教えていただきたい。
- ・老人クラブとの交流会や地域住民を招待しての運動会など、昨年度からコロナ前よりも縮小し行っているが、救護施設を理解している方の参加はあっても、それ以外の方に参加して頂けるほどご理解を頂けていない。地域の行事に参加する等、こちらから出向くコミュニケーションの取り方があれば伺いたい。
- ・施設内で様々行っている取り組みが、入所者の生きがいや豊かな暮らしに結びついているか不安。社会復帰に繋がる活動の例を知りたい。

<すみよし>

- ・コロナ後の行事等は、元の状態を目指しつつも完全には戻っていない状況であるが、大々的なイベントを復活していくにあたっての取り組みは？
- ・地域と共存出来る支援を目指し、施設がボランティア活動の充実を図っていき知名度を高めていくには？
- ・職員と共に地域社会への交流を深め、また活動したいと入居者にやりがいを感じてもらえるにはどのような支援が必要であるか？

講義

「 長崎刑務所における知的障害受刑者処遇
・ 支援モデル事業について 」

講師： 長崎刑務所 矯正処遇調整官

平川 勝文 様

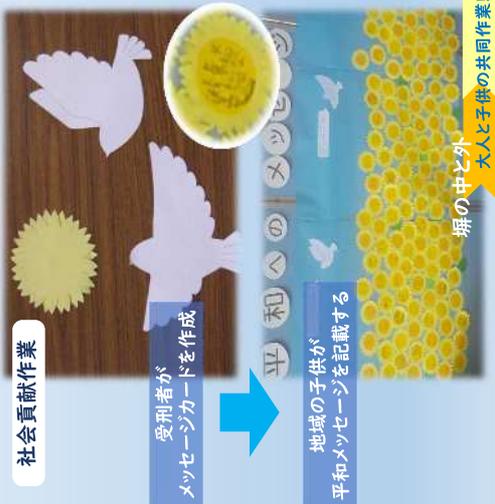
Memo

機能別作業

社会貢献作業

機能向上作業

作業療法士等による定期的な助言や指導を受けながら、認知機能及び身体機能の維持、自己肯定感の向上を図ることを目的としています。



受刑者がメッセンジャーカードを作成

地域の子供が平和メッセンジャーを記載する

大人と子供の共同作業!!!



在所中の療育手帳等の取得に向けた調整の長い寄り添い型支援に向けた社会復帰調整



福祉制度の説明



療育手帳申請のための聞き取り調査



長崎障害者職業センターの職業評価

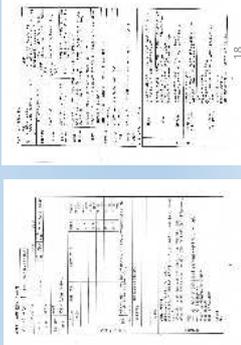


ケース会議による発達・支援情報の引継

○福祉制度の動機付けや、療育手帳の取得に向けた各種調整の実施

○一部の者には在所中に長崎障害者就業・生活支援センターに登録(帰住先の同センターへの引継を前提)。長崎障害者職業センターの職業評価を実施。

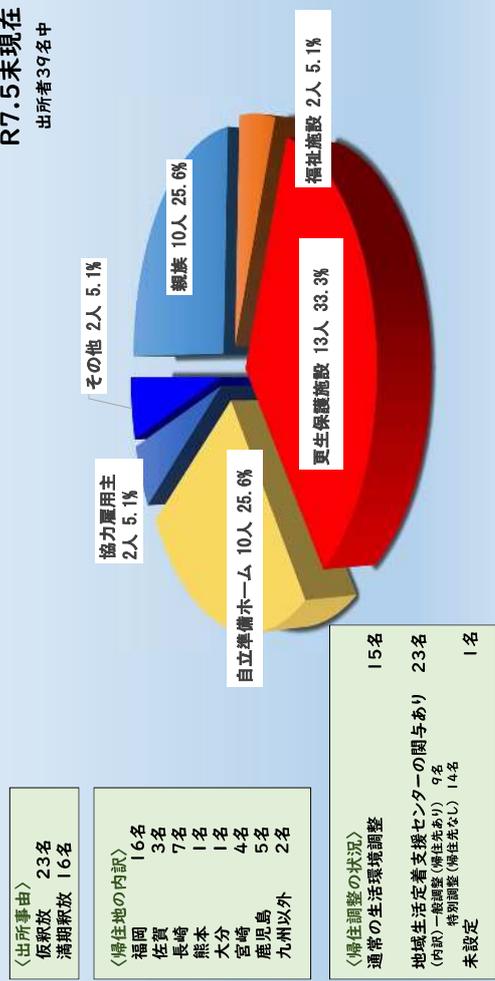
○処遇・支援情報の引継書(フェイスシート)作成
→ケース会議により支援方針の共有(保護観察所・地域生活定着支援センター、帰住先の施設などが参加)



モデル事業対象知的障害受刑者の帰住先

R7.5未現在

出所者39名中



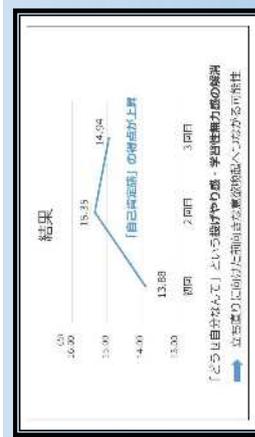
〈出所事由〉
仮釈放 23名
満期釈放 16名

〈帰住地の内訳〉
福岡 16名
佐賀 3名
長崎 7名
熊本 1名
大分 1名
宮崎 4名
鹿児島 5名
九州以外 2名

〈帰住調整の状況〉
通常の生活環境調整 15名
地域生活定着支援センターの関与あり 23名
(内訳)一般調整(帰住先あり) 9名
特別調整(帰住先なし) 14名
未設定 1名

効果検証センターによる報告 (令和6年12月3日 効果検証中間報告会)

モデル事業対象者となった34人に対し、定期的に面接を行い、変化を分析した結果、この事業を通じて、「自己肯定感」が高まったことが分かり、立ち直りに向けた意欲につながることが指摘されました。



令和6年9月末時点
出所者28名中5名が再入所(再入所率17.9%)
※効果検証センター調査
令和4年出所者再入所率(全体)13.0%
→知的障害受刑者の再入所率(25.8%)
※矯正局調査

これまでの取組を振り返って～成果と課題

(成果)

- 多機関連携の支援体制(出所後の支援機関への情報引継ぎ)
- 本人の福祉に対する理解の促進と態度変容
⇒“誰かに頼ること”＝援助希求行動の大切さを実感的に学習

(課題)

- 集団に適応できない場合の対応～柔軟な処遇・支援体制
- 障害受容と福祉的支援に対する動機付けの充実
- 早期の情報収集と支援方針の策定
- “息の長い”寄り添い型支援に向けて
～関係機関との連携推進、地道な広報活動

21

記念講演 講師紹介

土肥原 弘久 氏 (どひはら ひろひさ)

元 長崎市長崎学研究所 所長

KTN テレビ長崎 くんち解説者・精霊流し解説者

NHK ラジオ「マイあさ！」マイあさだよりリポーター

略歴

- 1957年 12月5日 長崎市生まれ
- 1976年 長崎県立長崎東高等学校卒業
- 1980年 大分大学経済学部卒業
- 同 年 長崎市役所に入職
- 2018年 長崎市役所を定年退職

趣味

茶道 (表千家)

主な著書

- 「御鎮座四百年 鎮西大社諏訪神社
社務日誌が伝える大正・昭和の諏訪神事と長崎」令和7年5月
- 「見えないものを伝える 諏訪神事 取材記録」年度版
平成26年～令和元年、令和5年、6年
- 「御鎮座三百五十年 若宮稻荷神社 竹ン芸と御神輿巡幸」令和6年
- 「長崎精霊流し 改訂版」令和2年 (共著・入江清佳)
- 「長崎くんちのしくみ 改訂版」令和元年
- 「長崎くんち 神様を擔ぐ男達」平成29年
- 「長崎版 新聞紙上の坂本龍馬」平成29年 (共著・堺屋修一)

長崎の伝統行事に見る人々の営み

1 長崎の街について

- 元亀2年（1571） 長崎開港
寛永11年（1634） くんち始まる・眼鏡橋架橋・出島着工
寛永13年（1636） 出島完成 ポルトガル人を収容
寛永18年（1641） 平戸のオランダ商館を出島に移す（鎖国完成）
元禄2年（1689） 唐人屋敷完成
文政6年（1823） ドイツ人シーボルトが蘭館医として着任、
安政6年（1859） 外国人居留地として大浦海岸の埋め立て開始
長崎・神奈川・函館3港で露英仏蘭米に貿易を許可
文久3年（1863） 外国人居留地の埋立工事完成、グラバー邸建つ
慶応元年（1865） 大浦天主堂献堂式(国宝) 坂本龍馬、「亀山社中」を創設

2 長崎の主な年中行事

- ハタ揚げ 3月終り頃から5月にかけて 風頭山、金比羅山、唐八景など
ペーロン 端午の節句を中心に5月頃 長崎の近郊、港外の各地域
中国伝来の競漕の風習。
精霊流し 8月15日 長崎市内
長崎くんち 10月7日～9日 諏訪神社はじめ市中

その他の催し

- 長崎帆船まつり 時期不定 長崎港
竹ん芸 10月14日～15日 若宮稲荷神社
長崎ランタンフェスティバル
旧暦の正月から元宵節までの15日間 新地中華街ほか

3 長崎くんちのしくみと意義

諏訪神事（長崎くんち）の意義 「なぜ祭をやるのか」

諏訪神事の内容 「何をやるのか」・神事 ・渡御還御 ・奉納踊

諏訪神事の日程 「いつやるのか」

- ・御大祭 10月1日～13日 例大祭期間 10月7日～9日
- ・例大祭 10月8日

諏訪神事の実施主体 「だれがやるのか」

神社（神職）・神事の斎行

年番町（踊町が「踊奉納」を終えた4年後に務める）

- ・大祭執行の取締
- ・年間の神事への参列

神輿守町 ・渡御（お下り） 還御（お上り）

※もりこみの意義

踊町

- ・事前準備（結納、打ち込み稽古、諸準備）
- ・小屋入り（6月1日）午前：清祓い 午後：打ち込み
- ・踊町の夏（6月～9月）稽古 場所踏み 庭先調べ
- ・庭見せ（10月3日）
- ・人数揃（10月4日）
- ・踊りの奉納（10月7日～9日）
- ・庭先まわり（10月7日～9日）

長崎くんちと地域社会

- ・くんち奉納の過程での町内のまとまり
- ・世代間交流（子供の教育と成長に大きな役割）
- ・地域経済への波及効果（くんちの経済学）

大会参加者名簿（全体）

	県名	施設名	参加者氏名	フリガナ	役職名	グループ討議 (分科会・テーブル)	意見 交換会	備考	
1	福岡県	野の花	岩田 吉史	イワタ ヨシフミ	施設長	3	A	③	
2			徳安 栄子	トクヤス エイコ	通所事業責任者	2	B	⑧	
3			板坂 健吾	イタサカ ケンゴ	支援員	4	D	⑮	
4		愛の家	山田 英彦	ヤマダ ヒデヒコ	施設長	1	A	②	
5			岡村 ひとみ	オカムラ ヒトミ	支援員	2	A	⑦	
6			藤井 智	フジイ サトル	支援員	4	C	⑭	
7		仁風園	田吹 暢浩	タフキ マサヒロ	主任指導員	—	—	⑯	調研委員
8			山田 裕隆	ヤマダ ヒロタカ	指導員	2	B	⑧	
9			古賀 大貴	コガ ヒロキ	指導員	1	C	⑥	
10			安田 美奈	ヤスタ ミナ	准看護師	4	B	⑬	
11		第2優和園	和田 徳行	ワダ ノリユキ	施設長	2	—	①	コーディネーター(第2分科会)
12			坂本 旭	サカモト アキラ	主任指導員	1	A	④	
13			高津 元利	タカツ マサナリ	指導員	1	C	⑥	意見発表(第1分科会)
14			岡田 晋治	オカダ シンジ	指導員	1	B	⑤	
15		ひびき園	西尾 理恵	ニシオ リエ	副主任	1	B	⑤	
16			小関 長次郎	オセキ チョウジロウ	リーダー	1	A	④	
17	佐賀県	かんざき 日の隈寮	大島 毅	オオシマ タクシ	施設長	2	—	③	幹事(第2分科会)
18			田中 貴大	タナカ タカヒロ	入所課係長	2	C	⑨	
19			古賀 由紀子	コガ ユキコ	看護係係長	4	C	⑭	
20			天本 薫	アマモト カオル	生活支援員	3	C	⑪	意見発表(第2分科会)
21			永田 悠宇	ナガタ ユウ	生活支援員	1	C	⑥	
22		しみず園	真崎 靖行	マサキ ヤスユキ	園長	1	—	①	コーディネーター(第1分科会)
25			成富 俊彦	ナリドミ トシヒコ	支援課長	3	B	⑩	
23			池田 遙	イケダ ヨウ	主任生活支援員	1	B	⑤	
24			松本 円花	マツモト マドカ	生活支援員	2	C	⑨	
26			丸田 佳乃羽	マルタ カノハ	生活支援員	4	D	⑮	
27	長崎県	彦山の森	森田 勝	モリタ マサル	法人理事	—	—	①	
28			菊本 恵	キクモト メグミ	施設長	—	—	①	大会実行委員長
29			瀧口 実	タキグチ ミノル	事務長	3	A	⑰	
30			峰 圭佑	ミネ ケイスケ	相談員	—	—	—	
31			木谷 光	キヤ ヒカル	生活指導員	2	C	⑰	
32			平野 祥子	ヒラノ サチコ	管理栄養士	4	C	⑭	
33			松本 奈美	マツモト ナミ	介護リーダー	1	C	⑥	
34			林田 剛	ハヤシダ タクシ	介護職員	3	C	⑪	
35			松下 大輝	マツシタ ヒロキ	理学療法士	2	B	⑧	
36			あいこう園	高比良 宏輔	タカヒラ コウスケ	園長	—	—	①
37		藤尾 照人		フジオ テルト	主任	1	B	⑰	
38		尾川 春加		オガワ ハルカ	生活支援員	3	C	⑪	
39		赤岩 真澄美		アカイワ マスミ	生活支援員	2	A	⑦	
40		草野 将彦		クサノ マサヒコ	生活支援員	4	D	⑮	意見発表(第4分科会)
41		高比良 久代		タカヒラ ヒサヨ	看護師	4	B	⑬	
42		松本 茉梨奈		マツモト マリナ	書記	—	—	⑰	
43		あじさい		原田 修嗣	ハラダ シュウジ	理事長/施設長	—	—	①
44			宮川 寛貴	ミヤカワ ヒロキ	事務長	4	A	⑫	
45			森田 和哉	モリタ カズヤ	看護職員	3	B	⑩	
46			松田 明美	マツダ アケミ	支援員	2	A	⑦	
47	満野 勝己		ミツノ カツミ	支援員	1	A	④		
48	岡崎 里美		オカザキ サトミ	事務員	—	—	⑰		
49	大分県	湊泉寮	滝口 裕子	タキグチ ユウコ	副寮長	3	B	⑩	意見発表(第3分科会)
50			平野 祐一	ヒラノ ユウイチ	支援員	4	D	⑮	

大会参加者名簿（全体）

	県名	施設名	参加者氏名	フリガナ	役職名	グループ討議 (分科会・テーブル)	情報 交換会	備考		
51	大分県	光明寮	岩崎 里恵	イワサキ リエ	施設長	3	—	①	コーディネーター(第3分科会)	
52			廣田 野志	ヒロタ ナオユキ	主任指導員	2	A	⑦		
53			河野 真弓	カワノ マユミ	主任看護師	3	B	⑩		
54			佐藤 恵	サトウ メグミ	栄養士	4	B	⑬		
55			首藤 ひろみ	シュドウ ヒロミ	支援員	1	B	⑤		
56	熊本県	千草寮	片山 博之	カタヤマ ヒロユキ	施設長	3	—	②	幹事（第3分科会）	
57			片山 恒輝	カタヤマ コウキ	主任生活支援員	1	C	⑥		
58			山崎 奨悟	ヤマサキ ショウゴ	主任介護支援員	2	C	⑨		
59			澤田 憲宏	サワダ ノリヒロ	介護支援員	3	C	⑪		
60			嵩田 真吾	シマダ シンゴ	介護支援員	4	C	⑭		
61			友愛会 銀杏寮	坂本 政治	サカモト マサル	施設長	3	A	②	
62		森野 貴恵		モリノ キエ	相談員	2	C	⑨		
63		田中 小百合		タナカ サユリ	介護職員	4	A	⑫		
64		森山 美南		モリヤマ ミナミ	介護職員	1	C	⑥		
65		しらがね寮	早田 愛一郎	ハヤタ アイチロウ	施設長	4	—	②	幹事（第4分科会）	
66		天草園	時本 健作	マキモト ケンサク	生活支援員	2	B	—		
67			沼田 博道	ヌマタ ヒロミチ	介護支援員	1	B	—		
68			橋田 佐和子	ハシダ サワコ	介護支援員	4	D	—		
69		菊池園	富田 竜二	トミタ リュウジ	施設長	1	—	③	幹事（第1分科会）	
70			池邊 充洋	イケベ ミツヒロ	副施設長	—	—	⑯	調研委員	
71			津田 幸代	ツダ サチヨ	生活支援員	4	D	⑮		
72			永田 雄二	ナガタ ユウジ	介護支援員	2	A	⑦		
73			櫻庭 圭祐	サクラバ ケイスケ	介護支援員	1	B	⑤	意見発表（第1分科会）	
74		野坂の浦荘	永山 博久	ナガヤマ ヒロヒサ	施設長	4	—	②	コーディネーター(第4分科会)	
75			黄木 留美	オオギ ルミ	主任栄養士	4	B	⑬		
76			高田 暁仁	タカダ アキヒト	生活支援員	2	B	⑧		
77			森 孝子	モリ タカコ	生活支援員	3	C	⑪		
78			岡田 康昭	オカダ ヤスアキ	生活支援員	4	A	⑫		
79		真和館	藤本 知彦	フジモト トモヒコ	施設長	2	A	③		
80			藤本 美和子	フジモト ミワコ	副施設長	2	B	⑧	意見発表（第2分科会）	
81			平畑 佳朗	ヒラハタ ヨシロウ	総務課長	1	A	④		
82			高谷 厚	タカヤ アツシ	生活支援員	4	B	⑬		
83			草野 由紀子	クサノ ユキコ	生活支援員	3	B	⑩		
84		宮崎県	清風園	落合 光一	オチアイ コウイチ	施設長	3	A	②	
85				甲斐 悠矢	カイ ユウヤ	介護職員	3	C	⑪	意見発表（第3分科会）
86				荒川 直子	アラカワ ナオコ	看護師	4	C	⑭	
87			すみよし	富永 輝美	トミナガ テルミ	施設長	3	A	②	
88				後藤 洋貴	ゴトウ ヒロタカ	総務企画課長	—	—	⑯	調研委員
89	塗木 美弥			ヌルキ ミヤ	生活支援課長	2	B	⑧		
90	小川 信一			オガワ シンイチ	生活支援員	3	B	⑩		
91	片山 典子			カタヤマ ノリコ	生活支援員	4	A	⑫		
92	長友 楠佳	ナガトモ クスカ	管理栄養士	4	C	⑭				
93	鹿児島県	とぎわの丘	松永 幸二	マツナガ コウジ	施設長	4	A	②		
94	沖縄県	沖縄県社会 福祉事業団 事務局	古見 嘉浩	フルミ ヨシヒロ	企画課長	—	—	⑯		
95			嶺井 竜之介	ミネイ リュウノスケ	企画課主任	—	—	⑯		
96			いしみね 救護園	上里 育子	ウエザト イクコ	園長	2	A	③	
97		城間 健司		シロマ ケンジ	精神保健福祉士	1	A	④		
98		よみたん 救護園	譜久原 園子	フクハラ ソノコ	園長	3	A	③		
99			金城 善史	キンジョウ ヨシヒト	管理課長	1	A	④		
100			宮里 健太	ミヤザト ケンタ	生活指導員	4	A	⑫	意見発表（第4分科会）	
101			吉田 萌々	ヨシダ モモ	管理栄養士	2	C	⑨		

大会参加者名簿（意見交換会）

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
①	2	和田 徳行	第2優和園	施設長
	1	真崎 靖行	しみず園	園長
	3	森田 勝	彦山の森	法人理事
	4	菊本 恵	彦山の森	施設長
	5	高比良 宏輔	あいこつ園	園長
	6	原田 修嗣	あじさい	理事長/施設長
	7	岩崎 里恵	光明寮	施設長

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
②	1	山田 英彦	愛の家	施設長
	2	片山 博之	千草寮	施設長
	3	坂本 政治	友愛会銀杏寮	施設長
	4	早田 愛一郎	しらがね寮	施設長
	5	落合 光一	清風園	施設長
	6	富永 輝美	すみよし	施設長
	7	松永 幸二	ときわの丘	施設長

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
③	1	岩田 吉史	野の花	施設長
	2	大島 毅	かんざき日の隈寮	施設長
	3	富田 竜二	菊池園	施設長
	4	永山 博久	野坂の浦荘	施設長
	5	藤本 知彦	真和館	施設長
	6	上里 育子	いしみなね救護園	園長
	7	譜久原 園子	よみたん救護園	園長

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
④	1	坂本 旭	第2優和園	主任指導員
	2	小関 長次郎	ひびき園	リーダー
	3	満野 勝己	あじさい	支援員
	4	平畑 佳朗	真和館	総務課長
	5	城間 健司	いしみなね救護園	精神保健福祉士
	6	金城 善史	よみたん救護園	管理課長

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑤	1	岡田 晋治	第2優和園	指導員
	2	西尾 理恵	ひびき園	副主任
	3	池田 遙	しみず園	主任生活支援員
	4	首藤 ひろみ	光明寮	支援員
	5	櫻庭 圭祐	菊池園	介護支援員

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑥	1	古賀 大貴	仁風園	指導員
	2	高津 元利	第2優和園	指導員
	3	永田 悠宇	かんざき日の隈寮	生活支援員
	4	松本 奈美	彦山の森	介護リーダー
	5	片山 恒輝	千草寮	主任生活支援員
	6	森山 美南	友愛会銀杏寮	介護職員

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑦	1	岡村 ひとみ	愛の家	支援員
	2	赤岩 真澄美	あいこつ園	生活支援員
	3	松田 明美	あじさい	支援員
	4	廣田 野志	光明寮	主任指導員
	5	永田 雄二	菊池園	介護支援員

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑧	1	徳安 栄子	野の花	通所事業責任者
	2	山田 裕隆	仁風園	指導員
	3	松下 大輝	彦山の森	理学療法士
	4	高田 暁仁	野坂の浦荘	生活支援員
	5	藤本 美和子	真和館	副施設長
	6	塗木 美弥	すみよし	生活支援課長

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑨	1	田中 貴大	かんざき日の隈寮	入所課係長
	2	松本 円花	しみず園	生活支援員
	3	山崎 奨悟	千草寮	主任介護支援員
	4	森野 貴恵	友愛会銀杏寮	相談員
	5	吉田 萌々	よみたん救護園	管理栄養士

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑩	1	成富 俊彦	しみず園	支援課長
	2	森田 和哉	あじさい	看護職員
	3	滝口 裕子	深泉寮	副寮長
	4	河野 真弓	光明寮	主任看護師
	5	草野 由紀子	真和館	生活支援員
	6	小川 信一	すみよし	生活支援員

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑪	1	天本 薫	かんざき日の隈寮	生活支援員
	2	林田 剛	彦山の森	介護職員
	3	尾川 春加	あいこつ園	生活支援員
	4	澤田 憲宏	千草寮	介護支援員
	5	森 孝子	野坂の浦荘	生活支援員
	6	甲斐 悠矢	清風園	介護職員

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑫	1	宮川 寛貴	あじさい	事務長
	2	田中 小百合	友愛会銀杏寮	介護職員
	3	岡田 康昭	野坂の浦荘	生活支援員
	4	片山 典子	すみよし	生活支援員
	5	宮里 健太	よみたん救護園	生活指導員

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑬	1	安田 美奈	仁風園	准看護師
	2	高比良 久代	あいこつ園	看護師
	3	佐藤 恵	光明寮	栄養士
	4	黄木 留美	野坂の浦荘	主任栄養士
	5	高谷 厚	真和館	生活支援員

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑭	1	藤井 智	愛の家	支援員
	2	古賀 由紀子	かんざき日の隈寮	看護係係長
	3	平野 祥子	彦山の森	管理栄養士
	4	鷹野 真吾	千草寮	介護支援員
	5	荒川 直子	清風園	看護師
	6	長友 楠佳	すみよし	管理栄養士

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑮	1	板野 健吾	野の花	支援員
	2	丸田 佳乃羽	しみず園	生活支援員
	3	草野 将彦	あいこつ園	生活支援員
	4	平野 祐一	深泉寮	支援員
	5	津田 幸代	菊池園	生活支援員

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑯	1	田吹 暢浩	仁風園	主任指導員
	2	池邊 充洋	菊池園	副施設長
	3	後藤 洋貴	すみよし	総務企画課長
	4	古見 嘉浩	中興社会福祉事業団事務所	企画課長
	5	額井 竜之介	中興社会福祉事業団事務所	企画課主任

	No.	参加者氏名	施設名	役職名
⑰	1	藤尾 照人	あいこつ園	主任
	2	木谷 光	彦山の森	生活指導員
	3	瀧口 実	彦山の森	事務長
	4	松本 茉莉奈	あいこつ園	書記
	5	岡崎 里美	あじさい	事務員

FLOOR INFORMATION

★夜景スポット★

Best View Point

展望台
진망대

展望屋上



本館

MAIN BLDG.

本館
본관

4F	宴会場『紫陽花』	301~308
3F	322~331	201~205
2F	222~231 宴会場『眺鶴』	101~108
1F	ロビー 喫茶『あるへい』	本館1F
	宴会場『観鶴』	本館B1F
	宴会場『望鶴』	
	B1F 宴会場『出島』	
	宴会場『旗島』	

入口



大庁 前台
로비 프론트

ANNEX AKEBONO BLDG.

曙館
아케노노관

	『ギヤマン』	1610~1617
	『ぼってん』	1506~1509
	ラウンジ 軽食ラウンジ	1413~1420
	1601~1609	
	1501~1505	
	1405~1412	
	1308~1311	
	宴会場『曙』	
	宴会場『稲佐』	
	1401~1403	
	1301~1307	
	宴会場『朝日』	

「非常口」のご確認を必ずお願いいたします。

各階の廊下の両端にございます。ご確認してお休みください。

EMERGENCY EXIT

There are emergency exits on both ends of each corridors. Please confirm the location of emergency exits.

安全出口

在各楼走廊两端, 确认后再度休息

비상구

비상구는 각 층 복도의 양 끝에 있습니다. 확인하여 주십시오.

当ホテルは全室禁煙でございます
Non smoking in all rooms

本館1階は、曙館6階につながっております。

The 1st floor of the main building connect to the 6th floor of ANNEX AKEBONO.

本館一樓跟曙館六樓是相通的

본관 1층와 아케노노 6층과 연결 되어 있습니다.

曙館

火災及び自然災害時の最終避難場所はホテル入口駐車場でございます

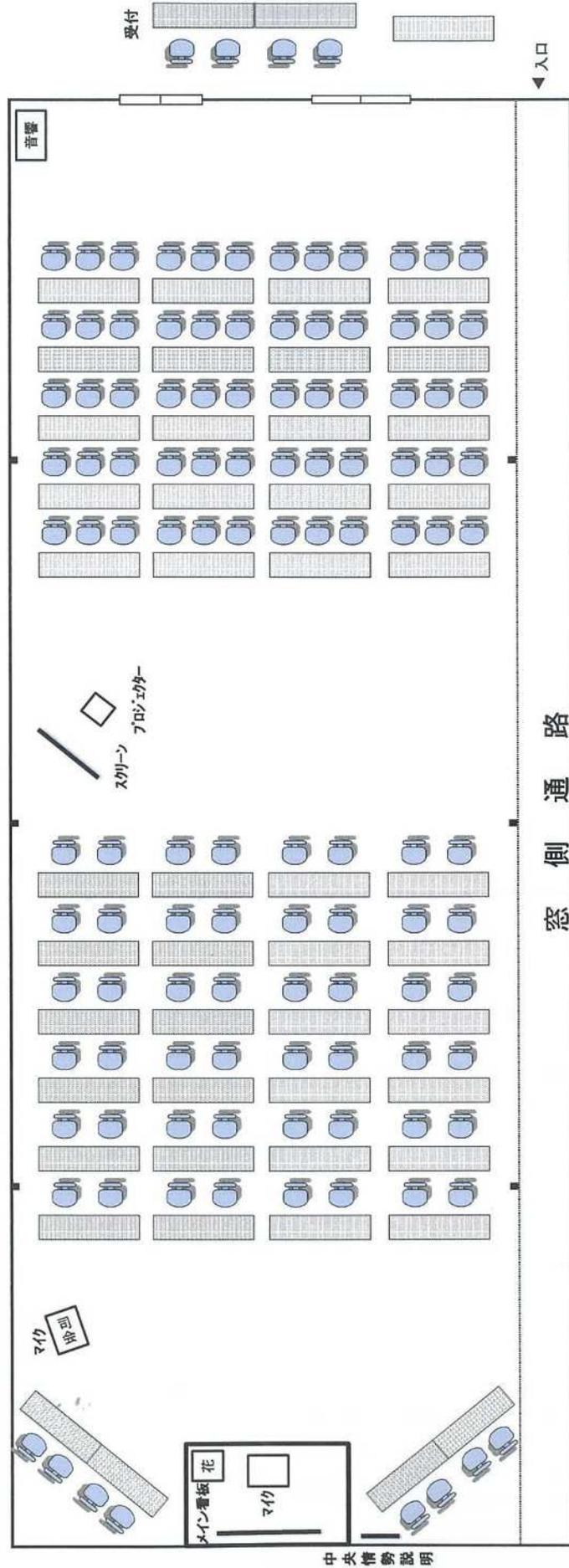
In case of emergency (fire and disasters), The place of refuge is hotel's entrance parking lot.

第48回九州地区救護施設職員研究大会 様

2025年7月3日(木)

本館4階『紫陽花の間』

開会式 会場レイアウト



(注)イメージでございます。当日の状況によりレイアウトを変更させていただく場合がございます。

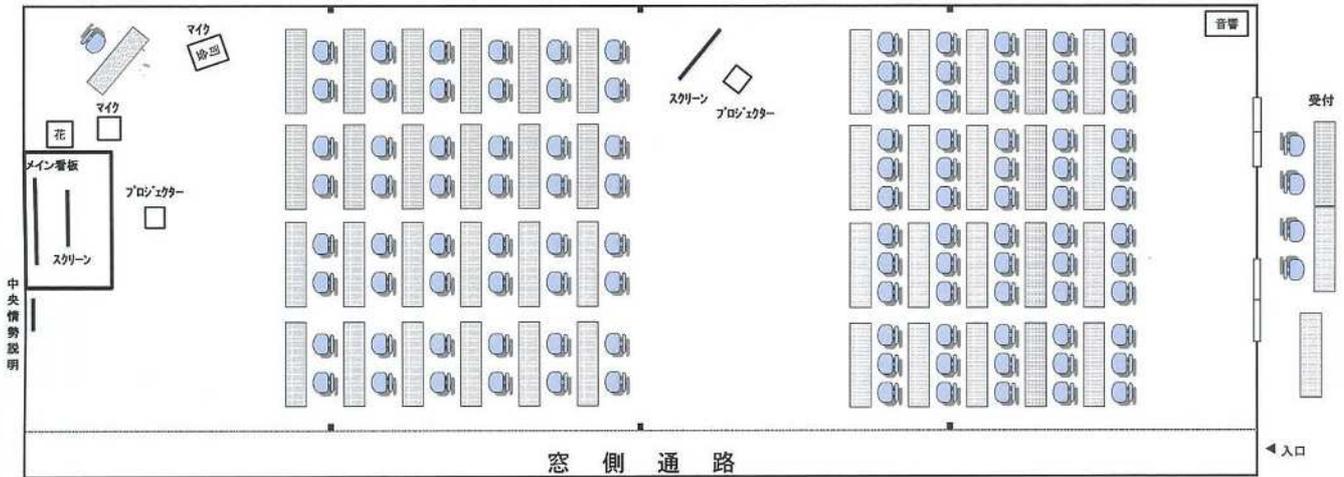
中央情勢説明

第48回九州地区救護施設職員研究大会 様

2025年 7月 3日(木)

本館4階 『紫陽花の間』

中央情勢説明 会場レイアウト



(注)イメージでございます。当日の状況によりレイアウトを変更させていただく場合がございます。

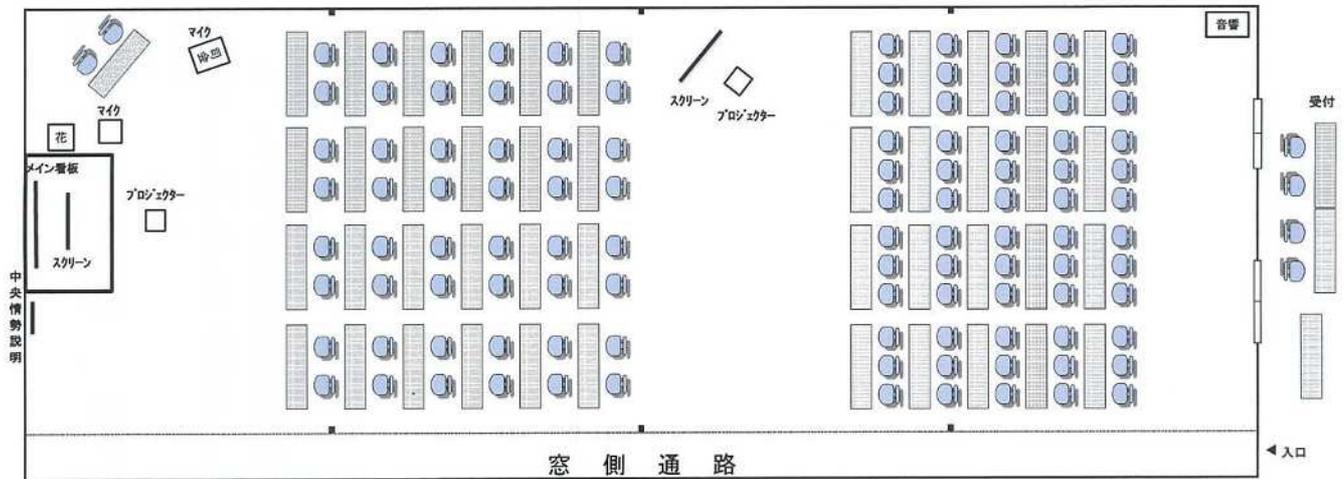
稲佐山観光ホテル

第48回九州地区救護施設職員研究大会 様

2025年 7月 3日(木)

本館4階 『紫陽花の間』

意見発表・昼食 会場レイアウト



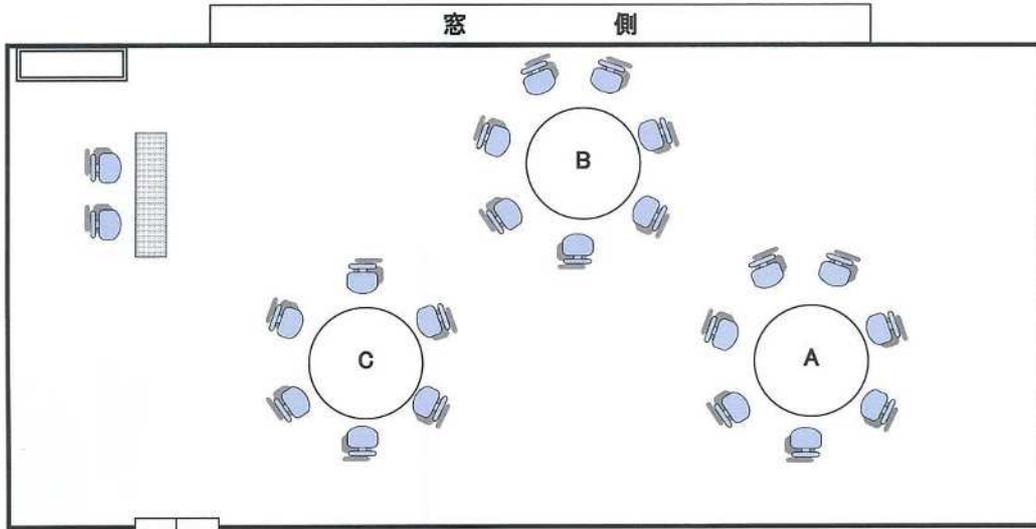
(注)イメージでございます。当日の状況によりレイアウトを変更させていただく場合がございます。

稲佐山観光ホテル

第48回九州地区救護施設職員研究大会 様

2025年 7月 3日(木)

第1分科会 会場レイアウト【本館2階 眺鶴】 島式/円卓



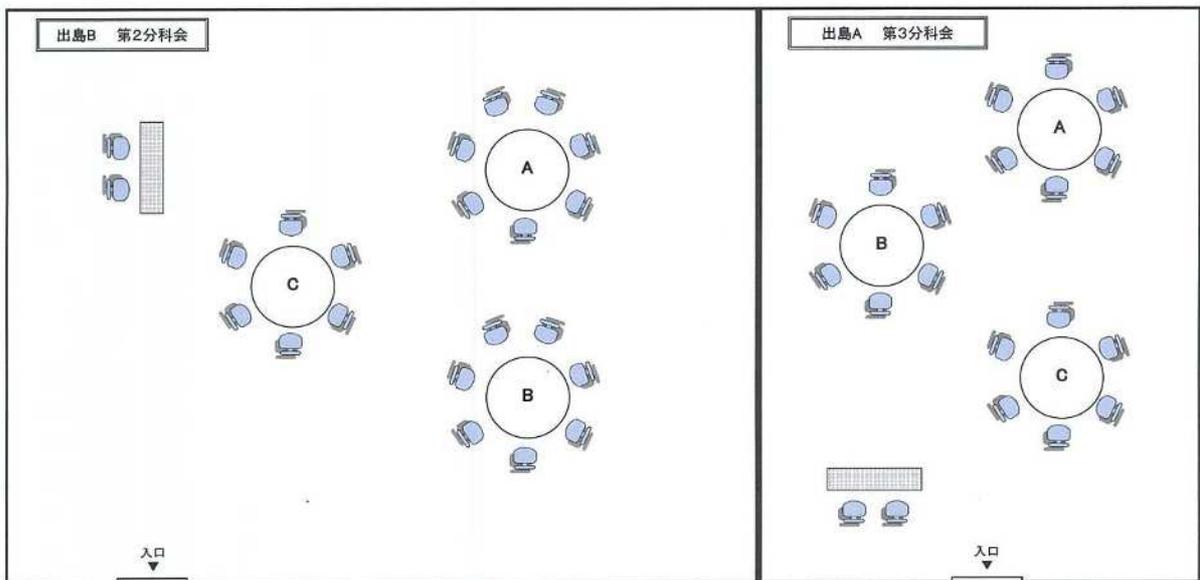
※当日のご人数に応じてレイアウトを変更させていただく場合がございます。

長崎 稲佐山観光ホテル

第48回九州地区救護施設職員研究大会 様

2025年 7月 3日(木)

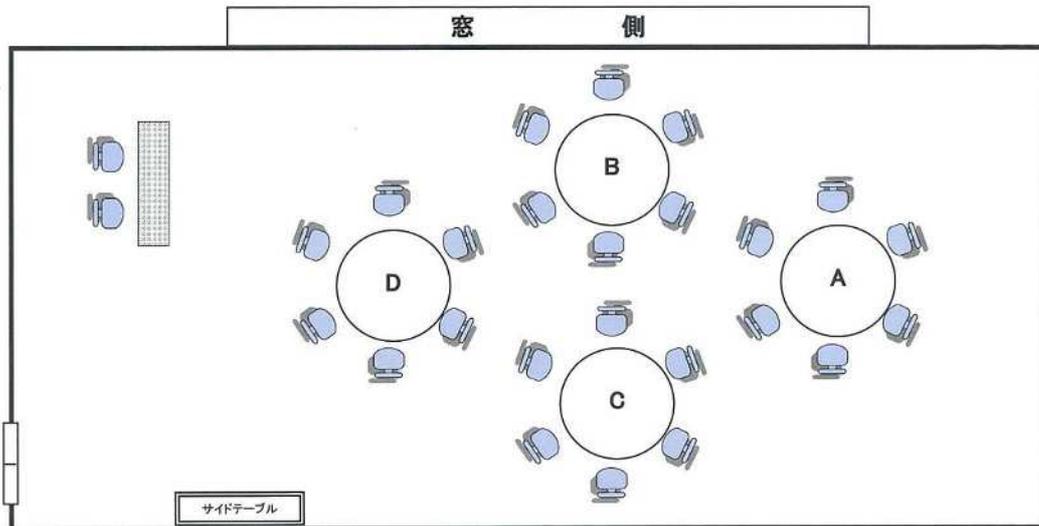
第2分科会・第3分科会 会場レイアウト【本館地下1階 出島】 島式/円卓



第48回九州地区救護施設職員研究大会 様

2025年 7月 3日(木)

第4分科会 会場レイアウト【本館1階 観鶴】 島式/円卓



※当日のご人数に応じてレイアウトを変更させていただく場合がございます。

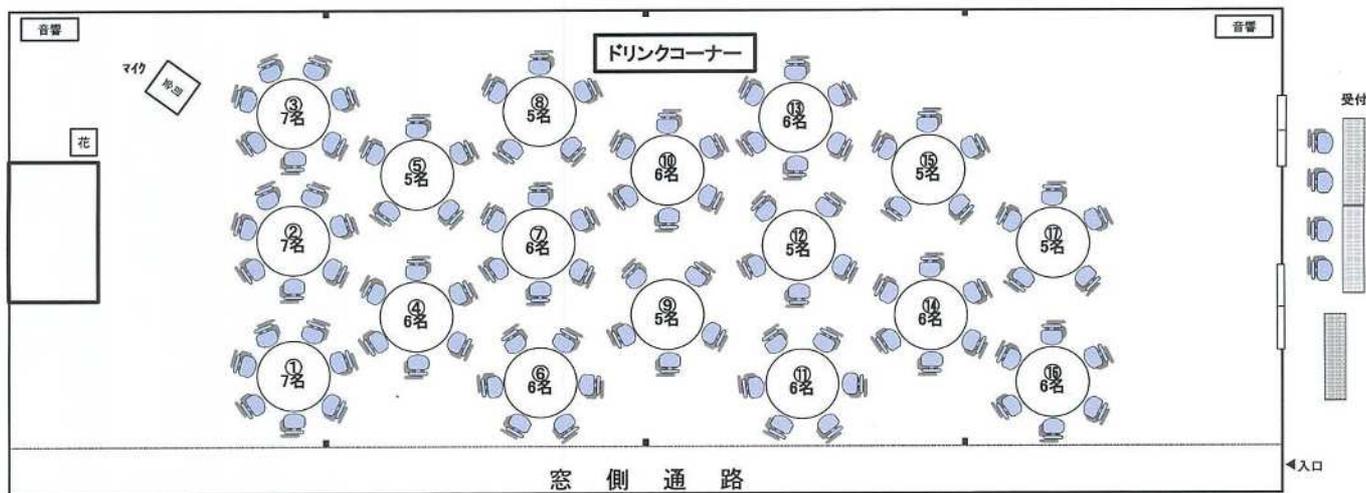
長崎 稲佐山観光ホテル

第48回九州地区救護施設職員研究大会 様

2025年 7月 3日(木)

本館4階『紫陽花の間』

意見交換会 会場レイアウト



(注)イメージでございます。当日の状況によりレイアウトを変更させていただく場合がございます。

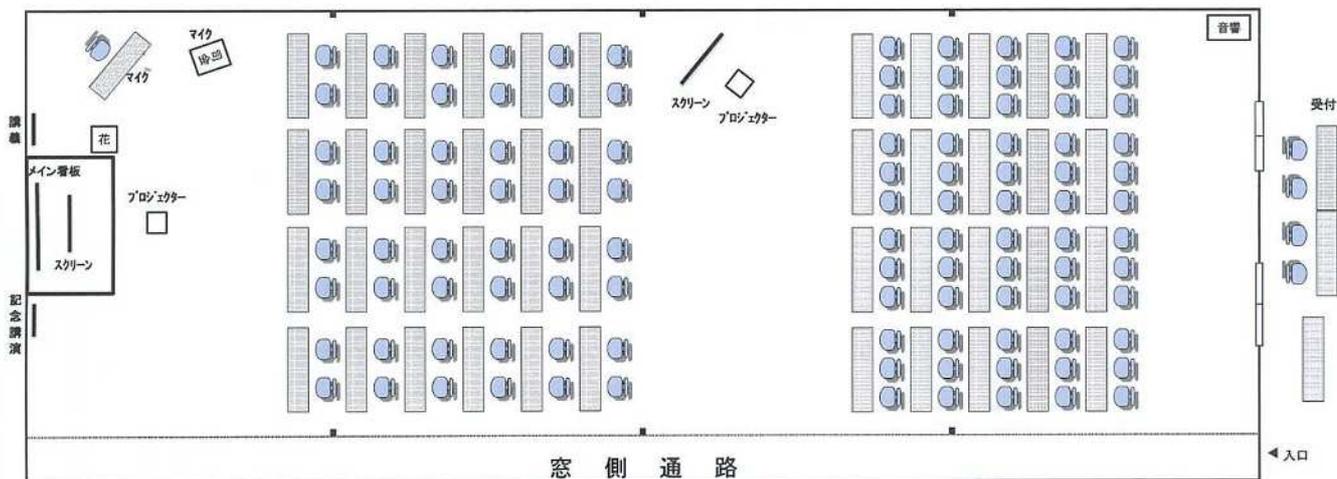
稲佐山観光ホテル

第48回九州地区救護施設職員研究大会 様

2025年 7月 4日(金)

本館4階 『紫陽花の間』

記念講演 会場レイアウト



(注)イメージでございます。当日の状況によりレイアウトを変更させていただく場合がございます。

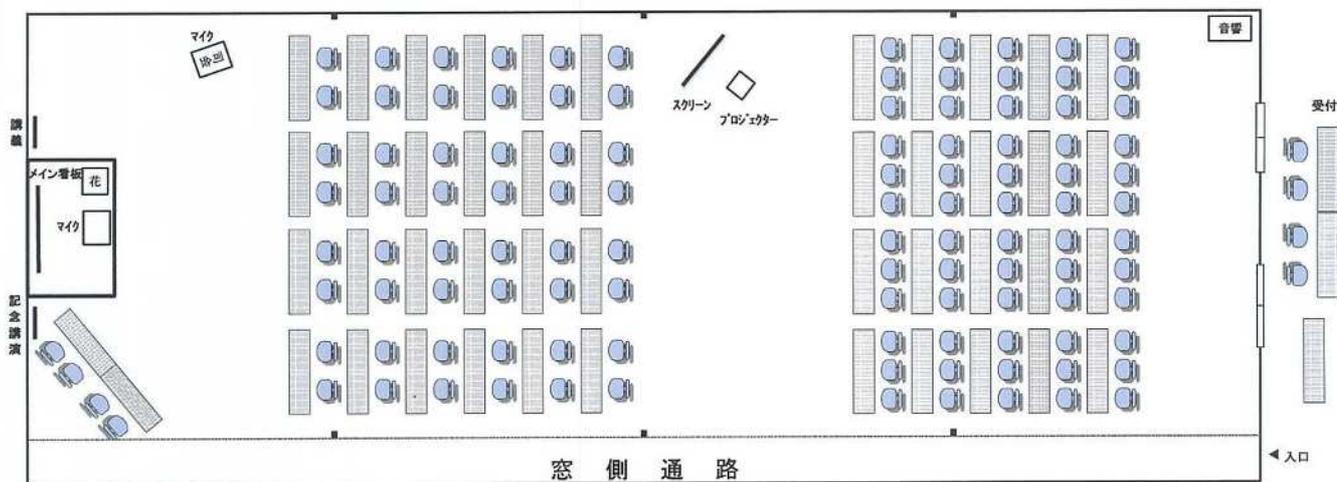
稲佐山観光ホテル

第48回九州地区救護施設職員研究大会 様

2025年 7月 4日(金)

本館4階 『紫陽花の間』

閉会式・表彰式 会場レイアウト



(注)イメージでございます。当日の状況によりレイアウトを変更させていただく場合がございます。

稲佐山観光ホテル

